

平成24年第3回定例会  
(第1日目)

津別町議会会議録

平成 24 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 24 年 6 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 6 月 26 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成 24 年 6 月 26 日 午後 3 時 48 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	阿部 博道	○
総 務 課 長	林 伸行	○	生涯学習課長	房田 敏彦	○
総 務 課 主 幹	竹俣 信行	○	生涯学習課参事	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	松橋 正樹	○	学校給食センター主幹	成田 信雄	○
住民企画課長	鴫田 憲治	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	横山 智	○	農業委員会事務局次長	川口 昌志	○
住民企画課主幹	齋藤 昭一	○	選 管 局 長	林 伸行	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選 管 次 長	松橋 正樹	○
保健福祉課長	山田 英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川 篤	○			
特 養 園 長	徳田 博一	○			
特 養 主 幹	清野 敏幸	○			
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	石橋 吉伸	○			
産業振興課主幹	川口 昌志	○			
建 設 課 長	江草 智行	○			
建 設 課 主 幹	金野 茂幸	○			
会 計 管 理 者	長良 英俊	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	小野寺祥裕	○	事 務 局 主 任	小西美和子	○
事 務 局 主 査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 谷川 忠雄 3番 茂呂竹裕子
2			会期の決定	自6月26日 2日間 至6月27日
3			諸般の報告	
4			行政報告並びに提案理由の説明	
5			一般質問	
6	議案	33	津別町税条例の一部を改正する条例の制定について	
7	〃	34	津別町体育施設の設置及び管理に関する条例及び津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について	
8	〃	35	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	36	津別町墓地条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	37	津別町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例の制定について	
11	〃	38	契約の締結について（まちなか団地（Ⅱ工区）外構工事）	
12	〃	39	平成24年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	〃	40	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
14	〃	41	平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
15	〃	42	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	
16	〃	43	平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
17	〃	44	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
18	〃	45	平成24年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について	
19	報告	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
20	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
21	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
22	〃	8	例月出納検査の報告について（平成23年度4月分、平成24年度4月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまから平成 24 年第 3 回津別町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

2 番 谷 川 忠 雄 君                      3 番 茂呂竹 裕 子 さん

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 2 日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 27 日までの 2 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告並びに提案理由の説明

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明を行います。

町長から行政報告並びに提案理由の説明に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 おはようございます。本日ここに第3回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第2回臨時議会後の行政報告と本日付議いたしております13件の議件につきまして、提案の概要をご説明申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。5月31日、北見市、宮田智明様より、デイサービスセンターのために役立てて欲しいと3万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、寄贈についてであります。6月11日、津別建設株式会社代表取締役 蓮井和一様より、安心安全なまちづくりに役立てて欲しいと、災害時の「2次避難所標識」

町内5か所分の寄贈設置をいただいたところであり、ご厚志に深く感謝申し上げ、ご趣旨に沿って有意義に使用させていただく所存であります。

次に、津別峠開きについてであります。道道屈斜路津別線は5月28日に開通となり、30日には津別観光協会の主催による峠開きと交通安全祈願祭が執り行われ、議会、商工会、網走南部森林管理署、津別警察官駐在所等、関係機関、団体が臨席されるとともに、本年から隣町であります弟子屈町摩周湖観光協会の参加を得て、観光客の安全を祈願したところであり、今年も峠開きに先立ち、5月26日に町内郵便局株式会社の皆様に、施設周辺のボランティアによる清掃を実施していただいたところであり、毎年継続されているご奉仕に対し、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、津別町殉公者追悼式についてであります。6月15日、新緑さわやかな幸町「平和の碑広場」におきまして、ご遺族、ご来賓、関係者など69名のご臨席をいただき、厳粛のうちに追悼式を執り行いました。今なお、世界に戦火のやむ日はなく、平和であることの尊さを語り継ぎ、これからも恒久平和の確立に努めることへの誓いを新たにしたところであり、

次に、農作物の生育状況についてであります。5月上旬の降雨、降雪により植付け作業に遅れが生じたことから、生育は圃場によって大きな差が出ている状況にあります。なお、秋まき小麦（きたほなみ）につきましては、6月15日現在の作況調査では、出穂揃い100パーセントと順調な生育状況となっています。引き続き農作業の進捗状況を注視しながら、病害虫対策など関係機関と連携を図り、適切な指導に努めてまいります。

次に、中央公民館30周年記念事業及びNHK北見放送局開局70周年記念、NHK公開録画「ハートネットTV・すこやか長寿」についてであります。6月16日、中央公民館で開催され、町内外から260名が来場されました。公開録画は2部構成で編成され、第1部は地元から転倒予防・シルバースポーツ教室の参加者6名が出演し、「自宅で簡単にできる健康法や体操の最新情報」と題し、講師の東京大学名誉教授でウォーキング協会会長の宮下充正先生より指導を受けながら、ゲストの水前寺清子さんも参加し、ご本人のヒット曲「365歩のマーチ」に合わせた体操が会場の皆さんとともに行われました。第2部は、水前寺清子さんの楽しい歌とトークで盛り上がり、会



場の皆さんは大変満足した様子でした。なお、この収録は、7月19日（木曜日）午後8時からEテレビ＝12チャンネルで全国放送される予定となっており、津別町での開催にご尽力いただいたNHK北見放送局及び番組収録にご協力いただいた中央公民館30周年記念事業実行委員会の皆様に感謝を申し上げる次第であります。

次に、くりん草フェスティバスについてであります。昨年森林セラピー基地の認定を受けた上里町民の森自然公園とランプの宿「森つべつ」を会場に、6月16日を皮切りに7月1日までのロングイベントとして開催されています。クリンソウ群生地の散策や森のコンサート、森林セラピー体験、森林ヨガ体験など多彩なイベントが開催され、訪れた方々が可憐な花を存分に堪能していました。また、このフェスティバルに合わせて船橋市の藤代孝七市長が初めて来町され、クリンソウの大群生地をごらんになりました。今後も町民はもとより、全国から本町のクリンソウ群生地である森林セラピー基地を訪れる人たちが増えることを期待するものであります。

次に、建設工事等発注状況についてであります。6月20日現在、一般土木工事関係については、まちなか団地（Ⅱ工区）外構工事ほか9件、1億1,289万6,000円（43.6%）、一般建築工事関係については、活汲小中学校耐震改修工事ほか6件、4,879万9,000円（28.1%）、上下水道工事関係については、町道71号線配水管移設工事ほか4件、6,229万7,000円（72.3%）、設計等委託業務関係については、活汲小中学校耐震改修工事監理業務ほか12件、5,146万円（82.1%）、平成24年度予算分について総額2億7,545万2,000円で47.4%となっており、今後も適時発注に努めてまいりたいと考えております。

引き続き、本日の付議議件について、提案の理由をご説明申し上げます。

議案第33号「津別町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨年12月に公布されました地方税法の改正法等の地方税に関する3法律の内容に準じ、個人住民税の均等割の特別加算及び東日本大震災に係る雑損控除の特例措置の改正等を主に、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第34号「津別町体育施設の設置及び管理に関する条例及び津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定について」は、昨年6月に寄贈を受けました旧島崎家具店について、教育委員会所管施設、スポーツ交流館として社会体育及び社会教育関係事

業に使用することとなりましたので、関連する2つの条例について一部を一括して改正しようとするものであります。

議案第35号「津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、平成25年度、平成26年度に建設を予定している旭町団地建設予定地の町営住宅について、今年度3棟12戸を除却することから、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第36号「津別町墓地条例の一部を改正する条例の制定について」は、町内に設置しています共同墓地の所在地について、所在する番地の表示に誤りがあることが判明したため条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第37号「津別町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例の制定について」は、津別町営バスの民営化計画の推進に伴い、本年9月30日をもって町営バスを廃止することから条例を廃止しようとするものであります。

議案第38号「契約の締結について」は、まちなか団地（Ⅱ工区）外構工事の請負契約として、6月18日執行の指名競争入札の結果に基づき、落札者、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役 蓮井和一と契約を締結しようとするものであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第39号「平成24年度津別町一般会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,608万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億7,126万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、4月の人事異動及び共済費等の負担率改定による人件費の精査、町営バス廃止後の公共交通維持のため公共交通対策経費の補正、相生地区等を対象とした住民参加型高齢者生活支援等推進事業の補正、国営農地再編整備事業実施に係る事前調査の埋蔵文化財調査事業の補正を主なものとして、歳入歳出予算の補正をお願いするものであります。

以下、人件費を除く補正の主なものについて、歳出・歳入の順で申し上げます。

歳出では、総務費で、森の健康館管理業務として191万2,000円の追加、多目的活動センター管理運営経費として30万円の追加、公共交通対策経費として348万9,000

円の追加。民生費で住民参加型高齢者生活支援等推進事業として 314 万 6,000 円の追加、保育所運営経費として 65 万円の追加。農林業費で、消費・安全対策事業として 13 万円の追加。商工費で、レストハウス管理経費として 60 万 2,000 円の追加。教育費で、スクールバス経費（小学校）を 135 万 4,000 円の減額、埋蔵文化財調査事業として 500 万 4,000 円の追加。諸支出金で、過年度支出として 9 万 2,000 円の追加。

歳入では、国庫支出金で 250 万円の追加。道支出金で 371 万 4,000 円の追加。寄附金で 3 万円の追加。繰越金で 979 万 5,000 円の追加。諸収入で 4 万 6,000 円の追加をするものであります。

議案第 40 号「平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 52 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 757 万 6,000 円とするものであります。

歳出では、人事異動等による人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金の減額により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 41 号「平成 24 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 5,778 万 7,000 円とするものであります。

歳出では、共済費の負担率改定による人件費の追加や地域密着型サービス運営委員会経費の追加などを主なものとし、歳入では人件費補正等に伴う一般会計繰入金の追加により、補正予算の編成を行ったものであります。

議案第 42 号「平成 24 年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出補正予算の総額に歳入歳出それぞれ 48 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 8,108 万 6,000 円とするものであります。

歳出では、共済費の負担率改定による人件費の追加、建物共済基準額の見直しに伴う保険料の追加などを主なものとし、歳入では、サービス収入及び一般会計からの繰入金の追加などにより、補正予算を編成したものであります。

議案第 43 号「平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 3 億 8,951 万 4,000 円とするものであります。

歳出では、共済費の負担率改定による人件費の追加、歳入では、一般会計繰入金の追加により補正予算を編成したものであります。

議案第 44 号「平成 24 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4,331 万 6,000 円とするものであります。

歳出では、共済費の負担率改定による人件費の追加と、歳入では一般会計繰入金の追加により、補正予算を編成したものであります。

議案第 45 号「平成 24 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について」は、収益的収入及び支出において、水道本管、導水管等の事故に対処するための修繕用資材として原水及び浄水費について 106 万 1,000 円の追加、人事異動及び共済費の負担率改定により総係費について 15 万 4,000 円を追加し、収益的支出の総額を 1 億 2,992 万 9,000 円とするものであります。

資本的収入及び支出については、豊永地区配水本管折損事故に係る配水管網の改良に要する設計委託として、建設改良費の配水施設設置費について 385 万 5,000 円を追加し、資本的支出の総額を 1 億 1,024 万 1,000 円とするものであります。

また、議会の議決を経なければ流用できない経費及び棚卸資産の購入限度額の変更を行い、補正予算を編成したものであります。

以上、提案議件について申し上げましたので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ、行政報告並びに提案理由の説明に代える次第であります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、一般質問を行います。

通告の順に従って順次質問を許します。

平成 24 年第 1 回定例会に引き続き 1 問 1 答の試行として、1 回目は一括質問一括答弁とし、2 回目から 1 問 1 答とします。

答弁を含め 1 議員 60 分以内であります。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん）〔登壇〕 ただいま議長のお許しを得ましたので、さきに通告の2項目4点について質問させていただきます。

まず第1点目、町営住宅についてです。共和第2団地など、築30年を越えている住宅の改修計画はどのようになっているかお尋ねします。

また、住人の要望はどのような方法で集約しているのか。住宅料の減免制度、徴収猶予などの制度は住民に周知されているかお聞きします。

2項目目、住民満足度調査の結果についてです。昨年行った住民満足度調査の結果が報告されましたが、どのように受け止められ、今後の町政にどう生かされるのかお聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 茂呂竹さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは茂呂竹議員さんのご質問にお答えしたいというふうに思います。

まず、大きな1番目の町営住宅についてであります。共和第2団地など築30年を超えている住宅の改修計画はどうなっているかということでございます。平成24年の4月1日現在で、町営住宅数は17団地121棟350戸で、このうち木造及び簡易耐火構造住宅で耐用年数30年を超えているもの、これは10団地64棟235戸でありまして67%を占めているところです。こうしたことから平成21年3月に津別町における住宅行政の充実と老朽化が著しい公営住宅の改善等を推進するために津別町住生活基本計画を策定いたしまして、「歩いて暮らせる木の住まいづくり」を目指すこととしたところでございます。この基本計画に基づきまして平成23年3月に平成32年までの10年間の計画期間としました安全で快適な住まいを長きにわたって確保するために修繕、改善、建て替えなどの公営住宅等の活用手法を定めまして、長期的な維持管理を実現することを目的としました「津別町公営住宅等長寿命化計画」を策定したところでございます。現在これにより各団地について用途廃止をするもの、維持管理をするもの、建て替えをするもの、個別改善をするものに分類いたしまして今順次工事を進めていると

ころでございます。

次に、入居者の要望把握の方法についてでありますけれども、町営住宅の設置及び管理に関する条例におきまして、「町営住宅管理員の職務を補助させるため町営住宅管理人を置くことができる」としているところです。これによりまして、平成18年度まで各団地に町営住宅管理人を置きまして、家賃を決めるために毎年実施されています収入調査申告書の配付や回収のほか、入居者と連絡をとりながら修繕要望などを集約して町に報告していたところでございます。しかし、修繕要望等は次第に町に直接伝える入居者が多くなってきましたことから、収入調査申告書の配付と回収は、個人情報の保護の観点から町から直接入居者に郵送し、本人が町に提出するということになったため、管理人の役割が次第に薄れていきまして、また慢性的な担い手不足が続いていたところでございます。加えて報償費の検討事項もありまして、御承知の「自主自立まちづくり推進計画」により公営住宅管理人を廃止することとなったところでございます。現在町に対する修繕要望は、年間120件から140件ほどありまして、入居者が直接電話で申し出るケースがほとんどで、その都度対応を行っているところでございます。ちょうど1年前のこの6月議会におきまして、篠原議員さんの一般質問に対しまして、管理人制度の復活について検討したいということで答弁をいたしたところではありますが、担い手の確保の困難性など状況は変化していません。そのため、今後公営住宅の集約やまちなかへの移転が進む中で更に検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

3番目の減免や徴収猶予などの制度の住民周知についてでありますけれども、現在の公営住宅の家賃は公営住宅法に定められた算出方式を用いまして入居者の収入申告に基づき家賃の額を決定する応能応益家賃制度となっているところです。家賃の減免等については、公営住宅法と町営住宅の設置及び管理に関する条例に規定があり、病気や災害、失職などにより申告した収入が著しく減少した場合や、想像もし得なかった大きな支出を余儀なくされるなどして前年度の収入を基にした家賃では不相当と判断されるような特別な事情がある場合に適用しているところでございます。この件に対する一般的なPRは特に行っておりませんが、入居時におきまして本人が提出する請書にそのことが記載されておりまして担当者からも説明を行っております。また、

毎年家賃を決定するための公営住宅収入認定通知書にも同様の記載を行っております。従って入居者につきましては、毎年減免や徴収猶予について目に触れることとなりますが、今後は町営住宅収入認定書の送付の際に添付いたしますカガミにも付記するような形で取り進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、大きな2番目の住民満足度調査の結果について、どのように考えるかということであります。一つ目は、まず調査結果の概要でございますけれども、昨年11月に実施いたしまして、無作為で20歳以上1,589票の調査票を配布いたしまして579票が回収されました。回収率は36.4%でありました。回答者の属性につきましては50歳以上が57.7%を占めておりまして、人口比率に準じて高齢者層からの回答率が高かったという状況になっています。居住意向につきましては、「住み続けたい」、「しばらく住んでみたい」が70%近い結果となりました。21項目にわたる満足度調査項目については、「満足」、「おおむね満足」が50%を超えるものが19項目ありました。「不満」、「やや不満」の比較については20項目で「満足」、「おおむね満足」が上回りました。また、わからないが1割を超える回答が17項目あり、うち7項目で2割を超える「わからない」という結果が出たところです。意見・提言につきましては、各項目で延べ2,341件の記述がありました。公表については詳細な分析結果は記載せず、数値の結果と代表される意見を集約して報告書として作成いたしまして6月の広報と一緒に全戸配布したところです。さらにホームページには調査項目の年代別集計結果も加えて公表しているところでございます。

そこで、調査結果を受けまして、調査方法及び調査内容等の調査自体の検証につきましては、次回の調査を設計する段階で抽出条件、施策の選択、さらに重要度や幸福度といった項目の検討を行うこととしたいというふうに考えているところです。各項目ごとの結果につきましては、統一した検証方法等は示さず、各課、各職員で検討することとしているところです。特に多数の意見、提言につきましては、個別の情報がわからないようにした上で、すべてを議会議員に配付するとともに、職員全員が見ることができるようにしてございまして、すでに職員に対しては意見、提言を踏まえて事務を行うよう指示をしているところでございます。なお、調査結果としてほとんどの項目で「満足」、「おおむね満足」が多数を示す結果となりましたが、多くの意見や提

言を寄せられていること、「わからない」が多い結果など、満足度だけで町政に対する町民の満足度を判断するには不十分でもあるというふうにも考えているところでございます。

最後に、今後の活用についてでありますけれども、各項目の結果とともに町民から寄せられた数多くの意見や提言につきまして分析しながら、また誤解が生じているともいえる状況も踏まえながら取り組んでいる施策の見直しや新規事業の企画など予算や事業の展開の参考としていきたいというふうにも考えています。特に情報の提供の必要性が多く項目で意見として出されておりました施策自体が「わからない」とする結果とともに、町民が望むものの一つと考えられるところでございます。電子媒体が有効な手段となりつつも不慣れな町民も多いことから、伝達方法も含めた有効な広報・広聴システムの確立が課題というふうにも考えているところです。また、アンケート自体に対する肯定的意見が多く寄せられ、調査の必要性を改めて認識させられたところでありまして、情報の発信と意見の聴取という双方向でのやり取りとして今後も二年ごとを目安に継続した調査を行いながら町政への重要な資料として活用を図っていききたいというふうにも考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ただいまそれぞれご答弁いただきましたので、まず町営住宅について質問させていただきます。

今のご答弁の中では、計画的に用途廃止や長寿命化などを図っていくというようなお話でしたけれども、私の住む共和第2団地は、本当に築29年から30年を越えている住宅が34戸あるのです。その中でも、国道沿いにブロック建ての公営住宅が8戸と木造モルタルが2戸ありますが、その奥のほうに24戸の木造モルタルだろうと思われる公営住宅があるのですが、さきに建てられたのか半分くらいの公住の方が、この冬本当に寒かったのだと。いろいろ対策はしていると。発砲スチロールというのですか、をベランダに入れたり、窓に入れたり、そして自分たちは防寒ズボンをはいて家の中にいたのだけれども、寒くてストーブから離れられないというような話なのです。どうしてなのかというふうに聞いたのですが、ベランダから風が入ってくるというので



す。御存じのように 30 年前という今と全然工法が違いまして、ベランダはアルミサッシの薄い下から風がピューピュー入っているような、そういうベランダなものですから、高齢者も多く入っているということもありまして、非常に寒いということが訴えられました。それから、豊永の元教員住宅に入られる方も、私もたまに行くのですけれども本当に寒いです。あれは、私ちょっとどれくらいたっているかわからないのですけれども、彼女は入居当時からいろいろ対策はしているのだけれども、とにかく天井から冷たい風が降りてくるというのです。それで、ストーブの前から本当に離れられないのだというふうなことを聞いています。どちらにしましても、こういう長寿命化計画に入っているのか入っていないのか。そして、共和第 2 団地は、あと 15 年後ぐらいに建て替えの予定だというふうに聞いているのですけれども、しかし、あと 15 年待たせるのか待たせないのか。高齢者が終の棲家というふうにするのだろうかと思われる人が何人もいらっしゃる中で、それを今後我慢させるのか、あるいはそういうことに思いをはせて修繕などをする必要があるというふうに考えるのか。両方含めてお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） お答えしたいと思います。今茂呂竹議員さんから特に自治会長もされております所のお話ですけれども、実は皆さんにもお配りしておりますこの津別町公営住宅長寿命化計画というのがあります。これに、どこの団地をいつどういうふうにしていくかというのが順次 32 年までの計画を載せているところでございます。これでいきますと、あまりにも津別町の公営住宅が古くなっておりますので、基本計画を策定したのは 21 年の 3 月に策定しましたがけれども、当然その前から準備を進めてコンサルも含めて検討を加えてきたところでございますけれども、それで計画が遅過ぎるという部分も確かにあったかというふうに思いますけれども、とはいえ順次やっていかなければ、なかなか一遍にやるわけにはいきませんので、進んでいかないということで、まずは計画をしっかり立てて、それに基づいて進めていこうということで、今グループ分けもいたしまして、特に老朽化している風呂のない所も含めまして、これが今やっている最中ですがけれども旭町団地、これは昭和 35 年、36 年に建てているのです。相当古い建物でして、その次西町、ここの公営住宅は昭和 30 年、34 年に建設し

たものです。緑町も昭和30年ということで、本岐も昭和36年、一部40年台にも建てておりますけれども、そして高栄団地も40年台というようなことで、ここをまず順次改修、あるいは建て替えを進めていこうというふうに考えておりました、今茂呂竹議員さんがおっしゃられました共和の第2につきましては、それ以降の状況になります。共和の第2でいきますと昭和53年から58年にかけて建てられたものですので、その前の先ほどの30年台の所からまずは今順次進めているというところがございます。

ちなみに、この共和の第2の所でいきますと、今おっしゃられました34戸ございますけれども、これは今平成32年度の10年間で長寿命化計画で直していく分には実は入っておりませんで、その後の構想期間というのをつくっておりますけれども、その後のまた10年の中で進めていこうというふうに考えております。それでいきますと平成33年から平成42年までの間が構想期間ということになっておりました、この共和の第2団地34戸につきましては、平成32年までの間は維持管理をするという計画です。そして、構想期間に入りまして、平成38年から42年にかけて移転建て替えをしていくというふうな考えで今計画を立てているところですので、中間で若干見直しも出てくるかと思っておりますけれども、とりあえずは古い所からまずは順次進めていきたいというふうに考えているところです。また、その間、先ほど言いましたように維持管理をするということで考えておりますので、先ほど言いましたように120から140件の毎年修繕要望等も出ておりますので、それらの中にも恐らく入っているかというふうに思いますので、できることを対応しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 今計画の中身をお伺いしましたけれども、年間の要望に入っているかどうかということは、ちょっと私もお聞きしていないのでわかりません。入っているというふうになれば、私ももうこれ以上言うことはないのですが、とりあえず防寒対策をしてあげてほしいと。要望者が結構いらっしゃいます。私は数名の方からお聞きしました。ですので、ぜひ何というのですか部分的な改修で済むことだろうというふうに思いますので、ベランダをそっくり今どきのベランダに取り替えていただくなどしていただければ、もうこれ以上言うことはありません。しかし、国土交通

省なんかの事業主体、公営住宅法第21条なんかも私読ませていただきましたけれども、やはり町が大家さんですので事業主体ということになるのでしょうか、やっぱり国土交通省の省令で定める付帯施設というところに多分入るのだらうというふうに思います。そのあたりで修繕する必要があるというふうにご理解いただければ、しなくてはならないのだらうというふうに思っていますので、そのあたりよろしく願いしたいと思います。

次に、住人の要望はどのように集約しているかということについては、個々が、一人一人がその都度役場に連絡していると。これは住民の方からも聞きました。対応してもらっていますというようなことがありました。雨漏りだとか水道管が破裂したとか、そういう緊急性のあるものはすぐ対応していただいているというふうにお聞きしましたけれども、やはり物置の床が抜けたとか、そういうものはなかなか難しいなど。なかなかすぐやってもらえないというような苦情もありましたし、玄関の踏み石がなぜか基礎のほうにもものすごく傾いているのです。場所によって違うのですが、児童公園というのですか、遊園地というのですか、南側のほうはそうもなっていないのですが、北側のほうはほとんど踏み石がかしがっているのです。土台のほうにかしがっていて、ドア出て、すぐそこに踏み石があるものですから、あれは危険だし、高齢者なんかは多分自分の力ではどうにもならないだらうというふうに見てまいりました。私はそのことと、それから今気になっているのは国道側にあるブロックの公営住宅、その塗料が剥げて非常にみすぼらしい形になってます。あれもちよっとなんとかならないのかなというふうに思って見てまいりました。そういった細々した、あるいはそして個人の力ではどうにもならないようなことに対しては、ぜひ対応していただきたいなというふうに思います。140件というような大量の要望があるようですが、どういうふうなそれにきちんと対応しているかどうかということがやっぱり問題になると思います。言ったけれども予算がないとか、できないとか、断られたという話もよく聞きます。その困り度というか、入居者の困っている条件とか、そういうものもやっぱり親身になってお聞きいただければというふうに思っていますので、係の人たちはいろいろご苦労はあると思うのですが、住民に寄り添った考え方というのですか、その立場に立って考えていただければというふうに思います。そのことで、公営住宅

法設置条例私も見せていただきましたけれども、確か31条で管理人の報酬金の規定があるのです。これがあるということは、そのうち復活するのかなというふうに思っていました。いろいろな受け手の事情なんかでとか、あるいは個人情報の問題などで必要なくなったとか、できなくなったというのが妥当なのかもしれませんが、そういうことで置かないのであれば、やはり公営住宅の窓口の所で、やはり親身に取り組んでいただきたいというふうに思います。これについて心がけなどありましたらご答弁ください。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別の修繕要望につきましては、ちょっと私も現場を見ておりませんので、恐らく共和だけではなくてたくさんありますので、そういった所で担当の所が押さえている部分があると思います。大がかりな改修、それから簡単にできるもの様々あるかというふうに思いますけれども、それは現場のほうでしっかり状況に対応しながら改修するものは改修していくということで基本計画にのっとりまして進めていきたいというふうに思います。

それから、管理人はこれは置くことができるという規定になっておりまして、今は平成18年の合併絡みの関係もありまして置かないことになりました。今も置いてはいいわけですがけれども、引き続いて置くかどうかというのは、なお検討させていただきたいというふうに思います。なかなか個人としてやっかいな仕事もありまして、結構やはり文句を言われる側になってまいりますので、わかったやってやるというふうなことにはなかなか難しいところもあるのかなというふうに思います。それらも踏まえて、様子を見ながら進めていきたいというふうに思いますけれども、とりあえずは、やるべきところは建設課の中にそういう担当の部署がありますので、そこが中心となって進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） ご答弁はよくわかりました。それから次の住宅料の減免制度についてなのですが、徴収猶予も含めて制度があるということは私も承知しております。係の方にお聞きしますと、過去には1件あったのだけれどもこのところはないと。そういう減免制度の申請者がいないのか、却下されて受けられない人ばかりなの

かわからないのですが、ないというふうに聞きました。どこもそうなのでしょうが、公営住宅本当に高齢化しておりまして、長い療養生活あるいは重い病気で入退院を繰り返したあげく亡くなられるというようなことがここ1、2年すごく増えております。ご苦労されているのだらうなということで、こういう制度があるのを知っているかいというふうに聞きましたら、知らないということなのです。これは、本人が申請するというか、制度があつて申請すればいいというようなことがわからないというような、そういう制度があつたのかいというような話なのです。あるのだったら私も利用したかったわという話もあつて、やっぱりそうなんだなというふうに思っていました。確かに、最初の答弁のようにいろいろ細かい字で書かれてはいたのでしょうけれども、なかなかそれが浸透しないというのが悩みだと思います。それは共通の悩みだというふうに思います、どの課でもそうだと思いますが。こういう制度、本当に恐らく何人もの方ではないだらうというふうには思いますけれども、1件もないということでは、やっぱり何か問題があるのじゃないかというふうに思いました。周知されているのかという質問に対しては周知はしているというようなご答弁だと思いますけれども、であれば申請書は何件が上がったのかどうか、このところをちょっとお聞きしたいと思います。そして、その申請書が上げられて、どのような理由で却下されたのかというようなことがあればお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま茂呂竹議員からありました申請の件数でございますが、今手元にその件数の資料をお持ちしていませんので、何件というふうにはお答えできませんが、過去には確かに申請はあります。ただ、その申請の仕方なのですが、今の公営住宅法の家賃の関係で言いますと所得に基づいて計算をされます。所得の階層によりましてそれぞれの家賃が決まるということになっておりますので、こういうふうに特別な理由がありまして減免をする、あるいは猶予をするというケースのほかにも、もう一度その方の収入が長期にわたって減額するような、低くなるような場合は所得を再計算して階層を下げた料金に定め直すということがございます。そういうケースは何件かございます。例えば、先ほど言いました長期入院もありますし、もう一つ多いのは、収入というのは、扶養の家族が増えると自動的に所得が減ります。

そうなるとう階層が落ちて使用料が安くなるというケースがありますので、例えばお子さんが生まれたというときは、これはもうずっと所得が減ることになりますので、この方はずっと家賃の階層でずっと落ちるということで、そういう場合は年度途中であっても再計算をし直して家賃を減額するというところを行っております。そういう点まで含めると年に1、2件はあるということになります。ただ、今言ったように短期的に収入が落ちて、そしてその期間減額をする、あるいは猶予をするというような場合は、極めてこの制度が今の公営住宅の制度は先ほど町長が言いましたとおりに応能応益という形でやっています。所得を基本に金額を決めているということから、そういうふうに所得階層が落ちたときには下の料金に移るという形で対応することが多い。ですから、例えば短期的に本当に働き手が病気で入院して収入がなくなって1か月か2か月でもとに戻るといったようなケースは極めてまれということなので、そういう点からいいますと減額、それから猶予という状況はないということでございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 私もどういった場合に減免されるのか、基準がどのようなものなのかというぐらいなことは少しわかっているつもりなのです。ただ、私算数が弱くて計算式があるのですけれども、それともともとの個々の所得が幾らなのかというのが特定できないものですから、なかなか私のところでは計算できないというふうに思います。しかし、例えば、6年も7年も8年も自宅療養から入院療養などを世帯主がずっとされていて、あげく亡くなられたとか、がんの奥様が1年、2年の間に札幌の医大に入院して手術を何回もして戻って来て亡くなられたとか、そういうようなケースが最近本当に増えて目につくのです。そういう人たちの所得階層というのは下がらないと思うのです。先ほど課長が説明されたということには多分入らないのだろうと。医療費が要するにもものすごく一時的に1年なり2年なり医療費が増えたということで、減免の対象になるというふうに私は素直に読めば、減免の対象になるなというふうに思うものですから、そういったことに対する減免制度を、その該当者の方たちが御存じかどうかということが私は問題があるかなというふうに思うのです。知っていれば役場に相談に行くというようなことになると思いますけ

れども、知らないばかりにずっと家賃安いからということで払い続けてきたということなのだろうと思います。見ても申請だとか何だとか大変やっかいな手続きもありますし、そういうことで面倒だとかもともと知らなかったというのが実態なのかなというふうに私は押さえました。そういうことが知っていれば何らかの形でSOSを出すのだろうというふうに思うのですが、そのあたりが私はちょっと問題かなというふうに思ったのです。療養費が払えなくて役場に相談に行ったのだよという話も聞きました。だけど、そういう家賃の問題までは相談できなかったというようなことでした。

今このついでに言いますけども、津別町は毎年「津別町のしごと」ということでこのような冊子を配っていますけれども、これ見てください。これ、ちょっと雄武の議員さんからそれいいからくださいと言って送ってもらったのですが、暮らしの支援情報というのを冊子にして全戸配布しているのですって、毎年。おおよそ町が行っている予防接種だとか、精神障がい者のサービスだとか、あらゆるサービスについて、水道の減免だとか、教育では補助金だとか、そういった町民の暮らしに本当に役立つ行政をまとめて配布しているというのです。私これを見てすべてが入っているかどうかわかりません。よその町のことでですから。しかし、こういうものがあれば、うちの町は町民にどんなサービスをしてくれるのか、あるいは、隣で困っていれば、こういうサービスがあるのじゃない、行ってみたらというようなことの話題になるというか助けになると思うのです。これ私1冊町長さんにおあげしたいと思って2冊送ってもらったのですけれど、これ本当に私うちの町は私いい町だと思っているのです。いろんなことをやっていて。ただ、知られていないという部分もあって残念だなというふうに常々思っていますので、これをぜひやっていただければ大分違うのではないかと思います。これあとで町長さんにお渡ししたいと思います。そういった意味で、知らないから助けてもらえないというようなことがないようにしていただければというふうに思います。このことで何かありますか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 公営住宅の入居の関係から全体的なお話にもなったところですけれども、1回目の答弁でもお話ししましたように最初に入居される方には、月々

の家賃は災害や病気にかかったとき、収入が減ったときなどに減額、減免の徴収を猶予することができます。この場合は、入居者の申請が必要ですよということで、こういうものを入居する際に出していただくときに、それは担当のほうからでも説明しているのですけれども、そして毎年毎年収入調査があるということで、そちらにも同種のようなものが書かれているわけですが、やはりこういう収入を調べるものを送るときに、やっぱりこういうふうにつける、大きな鏡に大きな字でこういうことありませんかというようなことも大きく書いてやることによって公営住宅の部分については対応できるのかなというふうにも思っているところです。

それから、暮らしの支援情報ということで1冊いただけるということですので、これは…すみません、いただきます。雄武町さんの各種支援制度一覧ということでカラーできれいにしておりますので、これも子育ての部分では、1枚物で出ているのを私も見ているところです。それから、町のマママップの会という人たちが立派な物をつくって、それを母子手帳交付のときに渡したりしているところですが、今の「津別町のしごと」ももう少し今までの流れでずっときていますけれども、記述する内容だとか、そういったものも含めて検討したいなというふうに思っていたところですので、そこに組み合わせるか、あるいはこれはこれとして1冊で雄武町さんのように支援情報として出していくか、これはちょっと検討させていただいて、これは知ってもらうことは質問にありました住民満足度調査の関係もありますので、いろんなことをまず知らないという部分がやはり出ておりましたので、それに対する知らせる方法をいろんなパターンで考えていかなくちやならないというふうに思っていますので、こういったものも非常に有効な手段になるのかなというふうに思っていますので、ぜひ検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） 是非そのようにお願いしたいなというふうに思います。町民の皆さんにとって行政というのは、極端に言うと自分たちにどれだけのサービスがやられるかというようなことだと思うのですよね。篠原さんの後の満足度調査の中にも出てきますので、これ以上私も言いませんが、次に移らせていただきます。



住民満足度調査の結果、先ほど町長 1 回目の答弁いただいたのですが、私ここで言いたいことは、まちづくり懇談会では出てこなかったような意見、提言というのがすごくたくさん出していただいたということです。これは町民の皆さんが真摯にアンケートに答えていただいたということで、それは評価されるべき問題だなというふうに思います。中の項目については、それぞれあったと思います。しかし、多くは満足、おおむね満足というのが多かったというふうに思いますが、ただ一つ、満足に不満もあったのがさんさん館でした。これは、私たちもさんさんあれが建つ前には議論もして、そしてつくった建物だったのですが、町の人たちはやっぱりこれ以上箱物はいらぬとか、維持費はどうするのだとかというような財政的な懸念を示されているような問題もありましたけれども、意見、提言がどの項目よりも上回って 202 件もあったということで、これはその中で活性化になるとか期待するという肯定派は私数えてみましたら 11.4%、いろいろ書き方あるので前後あるかもしれませんが肯定派は 11% から 12% だろうというふうに、要望も書かれた方を肯定派に入れても 25% 程度で 4 分の 1 ということなのです。圧倒的に批判が多かったと。こういうことはやっぱり町長さんもお受け止めになるべきではないかというふうに思います。こういった批判、それから満足しているよというようなこういうものは、今後の行政にも生かされていくというふうに先ほどご答弁いただきましたので、これ以上は私はもう何も言うことはありません。篠原さんにあとやっていただきたいなというふうに思いますので、これで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まちづくり懇談会でなかなか出てこないような意見が、それを意識的に考えて更に町民の皆さんの意見を是非聞いてみたいということで、いろんなパターンの一つとして更にこれを始めたということです。まちづくり懇談会はまちづくり懇談会でまた双方向で、そこで意見の話し合いができますので、それはそれで言った、答えた、そして何回もそれを繰り返されるという良さがありますので、それはこれからも続けていきたいなというふうに思ってます。そしてこのやっぱり満足度調査ということが初めてやりましたけれども、実に 2,000 を超えるようなご意見等い

いただきましたので、これは非常によかったなというふうに思っています。ただ、何と  
いいますかお答えをいただいたのは三十数パーセントということで、逆に言えば 63%  
ぐらいの人が回答していないということになります。何というのですかサイレントマ  
ジョリティーとでも言うのでしょうか、それはもういいんだ、それで十分だというふ  
うに思っている人もいるのかもしれませんが、言ってもだめだというふうに思ってい  
る人もいるのかもしれませんが、あえて出す必要はないよという立場上というような  
ふうに思っている人、いろんな方がいるかというふうに思いますけれども、出てきた  
意見は非常にたくさんありますので、一つ一つ政策、それからまちづくりに反映でき  
るものを入れながら進んでいきたいなというふうに思っています。

それとさんさん館は、これは時期的に 11 月の調査ということもあって、その後御承  
知のようにいろんなイベントが繰り返えされたりとか、それから二つほど賞をいただ  
いたりとか、そういう外からの評価も非常に高くなっているのも事実です。今日はち  
よっと私も行けなかったのですが、ラジオ体操毎日 6 月 1 日からやっています  
けれども、今日はなんかびっくりするような人が集まって、天気も良かったのだと思  
いますけれども来ていたというお話も伺ってます。そういったことで、あそこがなけ  
れば、そのまま営業していない病院と倉庫があったという所で、そのままにしておい  
ていかどうかというふうに考えていくと、やはりシャッター街化していく中心市街  
地の活性化という中では、やはり自分としては必要な建物であるという認識を持っ  
ておりますので、これをどんどん活用していただきながら人々がそこに集まりながら会  
話を交わして町のことを考えていただく、そして自分も楽しんでいただくというこ  
とを是非そういう形で使っていただきたいなというふうに思いますし、そういう仕掛け  
も必要になってくるだろうと思います。ですから、2 年後にまた調査をするときに、  
ここがどんなふうなことになっているか、ちょっと楽しみに期待をしたいなというふ  
うに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君）〔登壇〕 ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、さきに通告の2項目につきましてご質問をさせていただきたいと思いをします。

最初に、節電対策につきましてお伺いをしたいと思いをします。政府と北電が節電を道内に要請している7月23日が迫る中、泊原発、全国の発電所もそうですが5月に全面停止し2010年比で7%以上の節電を求めることで今後の計画停電を回避したいという方針を出しているようでありますが、町はこの節電対策についてどう対策を考えているのかお伺いをしたいと思いをします。

次に、2項目めでございますが、地域防災協定についてお伺いをしたいと思いをします。現在、現行の津別町防災計画の見直しを進めているようでありますが、昨年の東日本大震災後全国的に防災計画等を含めて見直しが図られているところであります。災害時にハンディを持った要援護者や子どもたち、特に小さい幼児含めて守る施設、津別町にもありますが、この施設と地域ができること、その役割を認識しながらお互いに助け合う「共助」の精神で地域と施設が連携を強化し、「災害に強い地域づくり」を目指す「地区防災の連携・強化に関する協定締結」への取り組みが全国的に徐々に増えているところであります。このことにつきまして考え方についてお伺いをしたいと思いをします。よろしくお願ひしたいと思いをします。

○議長（鹿中順一君） 山内君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君）〔登壇〕 それでは山内議員さんの答弁を行いたいと思いをします。まず節電対策、この関係です。一つ、まず北電からそれぞれ各自治体に対しまして要請がございました。津別町には5月の22日に北海道電力株式会社の北見支店長が来庁いたしまして、私と担当の者に対しての北電の状況についての説明がございました。今議員もおっしゃられましたように泊原子力発電所の稼働停止に加えまして、火力発電所の苫東厚真4号機の定期検査があると、それから水力発電の新冠1号機の修理が始まると。こういったことによりまして今年の夏は供給量が落ち込むということ

が想定されているということで、このため既存発電所の出力増強、それから自家発電者からの購入、更に電力他社からの融通等で電力の確保に努めるというふうなお話でございました。こういった状況にあるということで町に対する節電の要請があったところでございます。すでにご承知のようにチラシ等も新聞にも入ったりしておりますが、節電期間は7月23日から9月14日の平日ということで、お盆の期間は除かれておりますけれども、これで一番最近の猛暑だった2010年、この年に比べて7%以上の節電の要請をしてほしいという要請があったところでございます。関連してオホーツク振興局主催の会議も持たれまして、「オホーツク地域電力供給連絡会議」というのが立ち上がりまして、6月の5日に北見市におきまして北海道電力、北海道の電力見通しや国の示す節電方策、それから節電の取り組みについて情報を共有するために先ほど申し上げましたようにオホーツク総合振興局が主催するオホーツク地域電力受給連絡会議、これが開催されたところです。この会議の中で北海道経済産業局から国が示しました今年の夏の節電方針と対策が話されました。そして北電からは北海道の今年の電力受給の見通しが説明されまして、最後に総合振興局のほうから道としての率先行動、庁舎の照明灯だとかエレベーターを止めるとか、そういった道としての率先行動と市町村への要請が行われたところでございます。こういったものを受けまして町のほうは6月の5日、庁舎節電対策検討会議というのを立ち上げまして、6月11日から9月28日までの間、これは例年行っておりますがクールビズを行いまして照明等の節電につきましては期間終了後も継続実施することといたしたところでございます。家庭に対する節電要請につきましては、すでに北電からチラシが配布されているところでございますけれども、町としましても広報7月号で町民に対しまして協力要請を行っていきたいというふうに考えています。

なお、ちなみに庁舎のほうで今節電に入ったところでございますけれども、どの程度の節減になるのかということでもありますけれども、蛍光灯の間引きをするということで、これで約500キロワット、それからパソコンの待機電力の節電、これで233キロワットが節電できると、それからトイレの手洗いの乾燥機がありますけれども、これを使わないということで約20キロワット、合わせまして753キロワットが節電できるというふうに考えておりまして、これを2010年のときの総額と比較いたしますと

5.5%の削減になるということで7%以上ということにはちょっとなっておりませんが、この5.5%程度は削減できるということで今進めているところでございます。

それから大きな2つ目でございます。地域防災協定についてです。これは昨年の3.11の関係もございすけれども、平成22年の3月に、ご記憶の方もいるかと思ひますけれども、札幌市の認知症高齢者グループホーム、ここが火災になりまして厚生労働省が急遽緊急調査を実施いたしました。その結果グループホームにおける避難訓練等の防災体制に関しまして地域住民との連携が不十分であったということが判明したというふうに伝えられています。これを受けまして、同じ平成22年の9月に指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準というのが一部改正されまして、地域と連携を図りながら地域住民が避難訓練への参加が得られるよう新たな規定がこの基準の中に追加されたところでございます。この基準に該当する津別町の施設は、グループホームのほのぼののみでございます。この施設では基準に基づきまして2か月に1度運営推進会議が開催されておりまして、地域住民の災害訓練の参加はもとより災害通報等、災害時の支援が得られるよう連携が図られているところでございます。また、災害時の緊急避難場所といたしまして隣接いたしますケアハウスと相互に協定を取り交わしているところでございます。自治会との協定は結んでおりませんけれども、自治会の会議にはグループホームの方が参加して相互理解を深めているというふうに聞いているところでございます。このほかの町内のほかの施設についてですけれども、特養につきましましては火災発生時に共和第二自治会長に通報することとして地域連携を図っているところでございます。保育所につきましましては、現在マニュアルを作成中でありまして、社会福祉協議会のほうで今マニュアルを作成中でありまして、災害発生時の避難には地域住民の支援が必要というふうにしているところでございます。ケアハウスにつきましましては、さきのとおりグループホームと相互の協定を取り交わしているところでございます。あと福祉寮につきましましては、これは地域との連携といえるものは現在のところまだございませぬ。こうした状況にありますが地域との連携というのは安全安心の観点から必要であるという認識に立っておりまして、今後自治会連合会との意見交換のテーマにも加えながら施設と地域の協力関係ができるように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいた

します。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） お答えをいただきましたが、まず節電対策につきましてお伺いをしたいと思います。今基本的な対策についてお伺いをしたところでございますが、まず原発は全国的に止まっておりまして北海道の場合、泊原発がいつ再稼動するかわかりませんが、現在、北海道電力は水力発電を含めて火力発電所は全道に12か所あるというふうに聞いております。そのうち半分以上がもう30年を経過していつトラブルが起きて止まるかもしれないという状況にあるということはマスコミで出ているところでありまして。今町長がお答えいただいたのは現状での対策ということでございますけれども、この今対応している火力発電所を含めてトラブルが突如発生した場合に、この計画停電が当然出てくるだろうということが考えられます。猛暑の時期節電を7%以上求めていることも計画停電を北電としてはできれば逃れたいということでございますが、このまず計画停電のこの想定もひとつ考える必要があるのではないかとということでございます。そういうことについて、どういうふうに考えているのかまずお伺いをしたいと思いますというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 計画停電の関係につきましては、ちょうど道新の6月23日の新聞にも時間帯を6つに分けて北電が計画停電1回2時間程度ということでブロック分けをしてやるということに載っております。この詳しいどこどこがダブらないように、こっちがストップになればこっちに買い物が行けるだとか、そういうふうに分けながら2時間ずつ停電をするということでございますけれども、具体的にどこの地域がどんなふうになっていくのかと、津別はどのようになっていくのかというのは、これはまだわかりません。今連絡が入っているのは6月28日に、明日あさってになりますか、この日に事務レベルで北電からお知らせにあがるというふうに聞いておりまして、市町村長への説明ということは7月の2日に北電が参りまして、このような計画になると、仮に計画停電をやるということになれば、このようになってこういうことを考えていただけないかというようなことがお示しされるというふうに聞いておりますので、それを聞いて判断をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 北電も当然このことは視野に入れながらいろいろ対策を考えるとだろうというように思いますが、この想定外というのが最近は想定されるふうにいるらんな形で変わりつつございますが、特に2時間程度停電になるとすれば公共施設含めて非常に支障が出る部分が多いと。かつ福祉施設含めて時間帯わかりませんが、非常に2時間も停電になるとすれば非常に生活含めて環境が厳しいものになるのではないかとそういうふうに思います。そうした中でこの町としてもこれを考えながら町の管理している施設含めて、なった場合の対策を考えるべきではないかとそういうふうに思いますが、これについてお伺いをしたいとそういうふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 計画停電ということで今回北電から説明があるということでございますけれども、計画停電以外にも突然落雷だとかそういうようなことでも停電というのが当然あり得るかというふうに思います。そこで今町のほうで発電対策として行っているのは災害時の防災無線用の発電機、これ1台買ってございまして、これは5時間もつというふうにされています。それから地デジの非常用電源、これについては50時間もつというふうにしております。それから電話交換機の非常用電源については3時間もつということでございまして、このような形でとりあえずはしているわけですが、これを超えるような部分になってまいりますと電算システムが残念ながら使用できないとか、機能しないという状況に入ってくるだろうというふうに考えてございまして、そうなった場合は役場機能が停滞、若しくはストップするというようなことも考えられるというふうに考えているところです。ただ、これ以上なかなか準備ができきれないというようなことではございますので、将来的には更に増設する等々のことも検討していきたいなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 問題は役場庁舎の機能の面はわかりますけれども、特に特養だとかそういう施設がこういう計画停電になるということになれば、先ほど申し上げたとおり非常に厳しい環境に置かれるのではないかとということで、できればそういうとこに計画的に短期間でもいいのですけれども自家発電機を整備すべきでないかなとそ

ういうふうに考えております。これはいつ起きるかわからないというところがこの認識の強弱はあろうかと思えますけれども、なぜかというところ今後これは長期的にこういうことが続くということを踏まえて考えるべきでないかなと、そういうふうに考えています。

それから、先ほどお答えの中で7月号の広報に、この節電のお願いについて出されるようではありますが、町民に対してのこのお願いについてどの程度掲載されるのか、そのあたりについてお伺いをしたいと。それから、できれば高齢者については町民向けの広報で高齢者のそういう節電対策というのが十分周知、情動的にお願いの部分で十分出されるのかどうか含めてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 7月号の広報につきましては北電から今皆さんのところにも今出ているかと思えますけれども、こういったような節電のお願いということで、これは北海道電力が契約されている皆様にご迷惑をかけるということで、それでこういう協力をしていただけないかというふうなことでチェック項目だとかいろいろ載って、こういう家電はこんなふうにしてほしいとかというのが今出されていますし、また事業者に対しては会社にはこういうふうなことでホテル関係はこういうふうな、製造業はこういうふうなというような個別のものがそれぞれ載って北電から出されているところではあります。それを是非しっかり見ていただけてくださいと、町が今度これをやりましょう、あれをやりましょうということではなくて、この北電から出てくる本職のところから出てくる場所をしっかりと見ていただきたいというような形になってくるのではないかなというふうに思っているところです。

それと特養等々町の施設もあるのですが、実は今日の北海道新聞に道内通電医療機関の要するに計画停電になったときに病院は計画停電に入らないというふうな言われていたところですが、それが除外される病院名がずっと載っていたわけですが、津別病院がこの中に入っていないものから、管内でいけば大空町のシテイー病院も入っていないということなのです。ですから今これ実は道に問い合わせをしているところです。多分想像ですが、皆さんにも何度かお話ししましたように公立病院は入っています。それから公的病院、日赤だとか厚生病院、協会病院だとか、



そこが例のそこに所在する市町村がそこに助成金を出すときは特別交付税で見ると、ただ津別町は実際のところ津別病院は公的病院と言えるのではないかとこの間ずっと代議士の方だとか、あるいは国に対して大空町と連携をとりながら要望を進めてきた結果、22年から交付税の一部救急の部分だけですけども対象になったところですけども、その範疇と何か似ているなというふうな気がしているものですから、そういう扱いでいいのかどうか、そして救急指定告示もされている病院ですので津別病院が。これは今ちょっとこういう理由でということはお答えできないんですけども、今調べているということは申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） これからこの問題については十分検討をして、その対策というのを、これは必ず何らかの形でやらなければならないと思います。先ほど言ったように5年かかるか10年かかるかわかりませんが、そういう厳しい状況がこれはある程度想定しながら整備すべきであり、町の責任としてそういうひとつ民間の医療機関も含めてそういう対策を検討すべきではないかというふうに思っております。

それで、この夏場対策は全国的な問題ですけども、特に北海道の場合は冬場の暖房の季節になると夏以上厳しい状況が出てくるのではないかなというふうに考えるところです。多分節電の7月からの部分につきましては昼の時間帯、9時から20時ぐらいまでが節電を7%してほしいということだと思いますが、この冬の対策について夏よりこの7%は超える恐らく節電を迫ってくるのではないかというふうに考えられますが、これについて考え方について今後の問題でありますけれどもお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） これは冬は一般的にそういうふうに言われているのは私も承知しているところですけども、冬場の対策はどうなるかということはおちょっと今私のほうでこういうふうになるというのはなかなか言い切れない部分があります。やれるとすれば先ほど言いましたように照明の部分だとか、庁舎でやるとすればそのような形になるかというふうに思いますけれども、恐らくそういうふうになればなっ

また北電のほうからこういう状況なのでまた協力をお願いしたいという要請が来るかというふうに思います。ですから今はとりあえず7月2日に、この夏場に向けてのお話しに来ますので、その後また北海道特有の冬電気をいろいろ使うというところの見直し等々が出てきた段階で北電のほうからお話があるというふうに思いますので、そのときまた検討させていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 北海道含めてオールシーズン冬対策について常日頃考えていくべきだろうと思いますし、先ほど役場庁舎だけの節電についてお答えいただきましたけども、特に北電のパンフレットは見ましたけども、なかなか見ても分かりづらいというのか、先ほど私が言った高齢者はどういうふうにしたらいいかと具体的に多分わからないと思います。電力の需要の中で家庭の消費電力も圧倒的に多いということが言われておりますので、やはりそれあたりは町として丁寧なる節電についての取り組みについて、わかる方はいいのですが、ぱっと見てもわからない方についての指導について今後進めていただきたいなというふうに考えているところです。

次に、2項目めの防災協定についてでありますけども、町長からお答えいただいたグループホーム、津別に1か所ございますが、これについては答えていただいて取り組んでいるというふうに思います。私が今防災計画を見直ししている中で、この防災協定というのはこれから非常に重要なものになってくるのではないかと、そういうふうに考えているところです。なぜかという、それぞれ地域で津別町内の自治会が自主防災組織をつくられておりますけども、この自主防災組織については自治体内のそういう防災対策についてそれぞれ行われており、対策の中身についてもこのようなものだとそういうふうに考えております。この地域にあります要支援のそういう施設だとか子どもたちの施設、特に今回の防災見直しの案の第2次避難所について、先頃委員会の中で案として示されているところでもありますけども、この防災協定はただ単純に地域が施設を連携をとって助ける共助ではなく、地域の中にそういう弱者がいればそこの施設にいわゆる避難して、ある程度一定期間生活をするというこの2つの意味を持っているのではないかなと、そうふうに考えております。それで今後このことに

ついて地域防災協定を進めるにあたって、地域はただこの共助という考え方で連携をとってやることも非常に大事でありますけども、この地域の高齢者含めて弱者が長期間避難とかそういうことになった場合に計画されている第2次避難所では、一般の人と生活をするというのは非常に難しい面が出てくるのではないかと、そういうことで特養であればそういう設備が整っているでしょうし、ケアハウス含めてそういうこともできるだろうし、そういうことを踏まえてやるべきではないかとそういうふうにご検討しておりますが、この点についてちょっと町長の考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 災害がどの程度でどんなものかと、地震によるものだとか河川災害だとか様々ありますけれども、あるいは火災によるものだとかといろいろあるかというふうに思いますけれども、長期にわたってそういう例えばケアハウスだとか特養だとか、そういう所でいわゆる弱者といわれる方たちが長期にわたって避難できるというようなことは空きの問題等々もやはりあるかというふうに思います。そこがやはり協定の考え方として優先的にお願いしたいと、対応していただきたいということはこれからの計画の中には検討されるべきことだろうというふうに思いますし、また今ある既設の所、例えば中央公民館の和室だとかそういった生活できるような場所、そういう所を長期にわたるだとか、それから弱者の方たちがそういう状況になれば提供していくということも必要になってくるかというふうに思います。それらにつきましては防災計画の見直しを含めまして検討をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） この問題については是非防災計画の中で検討すべき問題だと思いますし、自治会プラスその周りの企業とか含めた連携が必要であると考えられます。

それと8月30日に道防災会議が全道一斉に道民を対象とした住民参加型の防災訓練を実施するというふうに出ていたわけですが、このことについて町のほうに何らかの対応を道のほうからきているのかどうかわかりませんが、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） ただいまの質問でございますけれども、道のほうからは今のところ来ておりません。町のほうとしてもそれに合わせた防災訓練等を計画しているところでありますけれども、時期的に毎年合わないというようなこともございます。なるべく合わせたいとは思っておりますけれども、うちのほうといたしましては、去年は10月に実施したという実績もございまして、なるべく合わせていきたいと思っておりますけれども規模的なものもございますので、来た際には検討していきたいというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） もうこれ全道的に知事のコメントでは道民の方が参加するような形の訓練にしたいというふうに言われているわけですが、町のほうにまだ入っていないとすれば、これから来るかもしれませんけども、やはり地域の自主防災組織がやっておりますけども、津別町全体がこの問題についてできることから進めるべきでないかと。例えば日中であれば学校がどういうふうに対応すればいいのか、児童館の子どもたちがいる場所ではどういうふうにすべきがいいのか、それぞれあろうと思っておりますけども、そういうことをどういうふうに町のほうは施設の対応について考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 今現在避難マニュアルというのも作成中でございますけれども、その避難マニュアルの中には役場の職員が中心になって避難を誘導するというのではなくて、災害になった場合については地区の自主防災組織、立ち上がっておりますけれども自治会等が中心になって避難していただくというようなことが今後中心になっていくと考えております。そのマニュアルの中にも避難所につきましては地区ごとに25か所、今後24か所ということで整備をしていくものでございますけれども、拠点避難所として耐震化された6か所の施設について拠点避難所を設けるということで、避難所につきましては今言った大規模災害等を想定してつくっているものでございまして、小規模な災害時につきましては地区の避難所に避難するということになろうかと思っておりますけれども、日ごろの訓練等を通じまして地域における避難

を充実されていければなというようなことで考えているところでございます。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 最後に8月30日にそういうことが道のほうから対応について多分あると思いますけども、あったときには先ほど私が申し上げた町民が広くこれを防災についていろんな形で参加する方法はあろうと思いますけれども、できればそういうふうに向けてできればやっていただきたいなど、そういうふうに思います。

参考までに学校のほうについてはどういう、特に地震の際の対応についてきちっとしたマニュアルをつくってやられているのか、参考までにちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（房田敏彦君） 今ご質問にあった学校での対策ですけども、学校のほうとしましては、各学校それぞれ年に2回火災と地震対策の避難訓練を実施をしています。火災訓練につきましては消防署が立会いになっていただいて避難訓練を実施しているという状況でございます。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今山内議員さんおっしゃられたことを十分頭に入れて進みたいというふうに思います。

訓練これまで3回やってきているというふうに思いますけれども、部分的、部分的にやっていますので、全体としてやれる方法という、平日やっているものですから仕事に行かれています方は参加できないという、休んで参加、休暇をとって参加されてきた方も中にはいるのですけれども、方法等これからちょっと考えていきたいというふうに思います。

ただ、道の8月30日に合わせてというのは、なかなかこれまでも合わせてやっておりませんでした。ここの地域事情というのがありますので、必ずしも一緒にやるということではなくて、こちらの日程、いろいろ検討させていただいて、少しでも町民の方がいろんな形で参加できるような方法を考えていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩とします。

休憩 午後 12 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、9 番、篠原眞稚子さん

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] ただいま議長のお許しをいただきましたので、さきに通告した件につきお尋ねします。

満足度は、住み心地や納めている税金に見合うサービス水準かという値ごろ感、更には「もっと充実して欲しい」と感じている施策などを調査するものと考えていますが、町長は昨年の町政方針で本町の様々な施策等について、町民の皆さんがどのように感じ、どの程度の満足度を持っているかを本年度より毎年調査を行いたいというふうに書かれておりました。それで、今後の住みよいまちづくりの参考にするため実施するというふうに書かれておりました。調査を終えて、4つの点について質問したいと思います。

全体としての印象、満足度の高い施策と茂呂竹さんとダブっているところについては外して、その後で答えを願いたいと思います。満足度の低い施策についてどう感じているか。2点目としては、町民の要望や意見にどう答えようとしているか。3点目、来年度以降の予算に反映させようと考えているものが現時点であるのかどうか。4点目、「わからない」と回答している項目について、どのように対応を考えているか。

次に、23 年の 3 月にも子育て支援センターの設置、一時預かりなど過去にも質問してきましたが、なかなか実現がされず、町長の答弁では当初認定こども園ができた時点でそれらのサービスを実施していきたいとのことでしたが、こども園の開設も当初の計画より延びてきていることと、町内で一時預かりを受け入れていたところもなくなり、その種のサービスが受けられず困っている状況です。早めの対策や対応についてできないかお答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 篠原さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは、篠原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず、一番目の住民満足度調査の結果についてであります。4点ほどご質問がございました。まず、第1点の全体としての印象、満足度の高い施策、低い施策についてということでございますけれども、項目は21項目ありました。「満足」「おおむね満足」が50%を超えるものが19項目というふうになっております。一定の評価は得られていると考えることもできますが、多くの意見や提案を寄せられていること。「わからない」という部分が多い結果等、満足度だけで町政に対する町民の満足度を判断するには不十分というふうにも考えているところです。実際に満足度の高い施策につきましては上水道事業、子どもの医療費対策、生涯体育・スポーツの取り組みなどが上げられますが、より住民に直接した施策が評価が与えられたことは、これまでの町の基本的政策が評価されたものというふうに考えているところでございます。

一方不満が多かったさんさん館につきましては、まだなじみが薄い中での調査であったことが原因の一つであるとも考えられますが、今後の調査の状況に期待したいというふうに考えております。同じように職員の接遇も不満が多かったわけでございますけれども、満足の数も決して少なくない状況であったことから、多くの意見・提言を真摯に受け止めまして不満を減らすようにしていきたいというふうに考えております。

また、財政運営やエコタウン、森林セラピーの取り組みなどの施策につきましては、「わからない」との回答が多く寄せられております。改めて情報の提供の必要性を感じているところでございます。

それから、ご質問の二つ目ですけれども、住民の要望や意見に対する来年度の予算化についてですけれども、意見、提言につきましては各項目で延べ2,341件もの記述がありました。大変貴重な資料となります。そのすべてを職員全員が見ることができるようにしたところであり、職員に対して意見、提言を踏まえて事務を行うよう指示

するとともに、来年度の主要事業や予算についても今回の調査結果を参考にするようにと指示を出しているところでございます。

次に、「わからない」という回答についてでございます。全体を通して「わからない」の回答が多いことや「よく知らない」「PR不足」などが多くの項目で意見や提言として出されておまして、「情報の提供」が町民が望むものの一つと考えられます。この調査自体も伝達方法の有効な手段でもありまして、伝達方法も含めた有効な広報・広聴システム確立が課題であるというふうに考えているところです。

4つ目の次回の調査についてでありますけれども、抽出条件・抽出の量の検証、施策の選択の良否、更に重要度の選択や幸福度の選択等の検討を行いながら、目的を絞れる形も一部に導入するように調査の設計を行うこととしたいというふうに思っております。

アンケート自体に対して、肯定的意見が多く出された事実、調査自体が町の施策と広報となること等々、調査を行った結果として多くの点で調査の必要性和価値を改めて認識させられたところでありまして、情報の発信と意見の聴取という双方向でのやり取りとして、2年ごとを目安に今後も継続して調査を行うこととしていきたいというふうに考えているところです。

次に、二つ目の子育て支援の関係でございます。一時預かり事業につきましては、就労形態の多様化に対応する一時的保育や専業主婦家庭等の育児疲れの解消、緊急時の保育等に対応するため、平成2年に国の補助事業として創設されたものでございます。その後、平成20年に「児童福祉法等の一部を改正する法律」により一時預かり事業が法制化されまして、平成21年4月に施行されたところでございます。本町では本年3月まで民間人が一時預かり事業を実施していましたが、転出したため現在一時預かりは行われていない状況でございます。一時預かり事業の形態につきましては、保育所併設型と単独型がありまして、保育士2名以上を配置することとなっておりますことから、本町につきましては、保育併設型が現実的というふうに考えております。しかし、現状の津別保育所では一時預かり事業を行える専用の部屋がありません。また、定員も一杯の状況でございます。ただ、定員の余裕のある活汲及び本岐保育所につきましては、2歳以上の幼児の受け入れは可能でありまして、津別保育所につい



でも定員に余裕が出れば可能となるというふうに考えております。実施にあたりましては、預かりのケース、年齢、申し込み期日、料金などの基準を設ける必要があります。活汲、本岐保育所につきましては、パート職員の確保も必要になってまいります。こうして様々課題もありますが一時預かりにつきましては、保護者からの要望もありますので、保育所運営の委託先であります社会福祉協議会と協議を行いまして、体制を整えば来年度から実施できるように努力をしたいというふうに考えているところで

す。

なお、認定こども園の開設に向けまして7月に就労前の子どもさんを持つ保護者を対象にいたしまして、子育て支援、子育て支援センター、認定こども園に関するアンケートを実施することといたしておりますので、この中においても一時預かりに関する考えも調査することとしておりますので、こういったことも参考にしながらこども園の開設に向けていきたいというふうに考えているところで

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 住民満足度調査の点なのですが、私も一応我々議員に渡していただいた数ページになるところのもの等を全部熟読はできないのですが、関わりというか、話のしやすいところとか、聞きたいところを中心的に読んでいったということもあったのですが、全体としてということで、数字でいくと先ほど来町長が言われているように、津別町の町民はこの21項目についてはほぼ満足であるというような結果になったのかなというふうに思います。満足度の高いところというのはやっぱり身近にサービスを受けているところが結構高いのです。例えば、中学生までの医療費の無料、でもそこには先ほどどの世代が一番多いかというふうなことを五十何パーセントが50歳、違っていたらあれなのですけど。ああ、なるほどなと思いました。あそこのアンケートの中にも、そんなことまでする必要がなしと書いてあるのもありました。もっと我々の世代なんだと思うのです、その書いた人は。老人までしたほうがいいのじゃないかというようなことも、そのページを見たときに書かれていて、非常に満足度を調べるところの項目の抽出というのでしょうか、それは非常に難しいのだなというのを今回出来上がったものを見せてもらって感じました。で

すから、例えば下水道のところも水道料金高い高いと、結構意見としては出ているのだけでも、満足か不満足かというのを合計すると一番高い数字に該当するというようなことで、何を満足というか、何をどうしたらいいのかというのも読み取ったところなのです。それと、私ここで結果のところ、町長はどういう思いで何というか町民定点で調査をして、どうなのかというのはよくわかったのですけれども、まだほかに何かこの項目については特にというのがあったのか、なかったのか。だから例えば私町民だとしたら、アンケートは来なかったのですけれども、もっと違うことでこんなことも聞いてほしいなというようなこととか、それは次年度というか次にするときには違うふうに、1回だけしかしないということではなかったので、とりあえず大枠で今回聞いていって、集計にもすごく時間がかかりましたよね、今回町民に渡すのに約半年もかかってしまっているのも毎年は難しいのかもしれないのですが、その全般でなくて、何か違うふうに更に考えているのかどうかというようなことも結果の中でお聞きしたいと思っています。

事前にいただいたものの中で、「わからない」というのがどうなのかというのもありますし、これは情報の伝達とか、それから施策そのものがあまり認知されていなかったのかというか、すごく判断が難しいようなところもあったのかなというふうに思っています。それと、わからないのですけれども、ほかのものですと1割ぐらい、物を売るとか、市場なんかでは大きなところでいくと日本の中で10%のシェアがあれば十分というか、それはものすごく売れているとか、そういうふうな判断をするというのを何かで読んだことがあるのですが、この小さいというか津別町でこういう満足度調査をしたときの回収率としてこれが十分というか、それもものすごく難しいのですけれども30%の回収率ですけれども、人口から比べると1割ぐらいというふうになるので、次年度に向けてそういうところとか、それから世代間とか、そういうのも違うのかもしれないので、抽出を変えるともっと違ったようなものにもなるかもしれないので、1回終えたところの感想というのと、幾つか前後しましたけど言ったようなところの感想と次に向けての考え方があったらお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 感想といいますか、1回目の答弁でお話ししたとおりでござ

いますけれども、やはり全体としては「満足」、「やや満足」を1グループにして、それから「不満」、「やや不満」を1グループにして、それから、「わからない」、「白紙」、これを1グループ、3グループぐらいに分けてトータルでものを見ていきますと、大体もう66%近くが平均でも満足されているという結果が出ています。「不満」、「やや不満」が13%ぐらい。むしろ「わからない」ほうが17%ぐらいで、ちょっと「不満」、「やや不満」よりも上がっているという状況です。個別的にも今議員もおっしゃられましたけれども、学校給食なんかは一番不満の少ない数値になっておりますし、「満足」で7割を超えているのが随分あったりしまして、これはやはりしっかりこの形を守っていききたいなど。そして不満としている部分というのは、多くはやはり情報不足というのが非常に多いなという印象を受けまして、特に18番目の項目の中に、行政の情報発信等の取り組みについてというのがございます。この中で、ご意見が73件ほどあったわけですが、見ていると子育ての親にとっては参加したくてもできない時間帯だ。これはまちづくり懇談会のことを言っているのだというふうに思います。それから、若者の声を聞けるような取り組みをしてほしいというのもあります。一方で、まちづくり懇談会が人が集まらない、同じ人ばかりではないかというのも出ています。約二百数十名の方が毎年集まっておりますけれども、こういったことを見ていくと、必ずしも自治会単位ばかりでやるということではなくて、子育てのお母さんたちとのまちづくり懇談会だとか、それから若い人たちとのまちづくり懇談会だとか、そういうものも形を変えてといいますか再編して自治会のところにすべて行くということではなくて、そういったこともこの結果を見ながら変えていく必要があるのかなというふうにも感じているところです。一つ一つ言えば随分あります。「イエス」と言う人と「ノー」と言う人も様々あります。その乖離がありますけれども、行政はそれを両方の立場をしっかりと見ながら政策をつくっていくと、まちづくりを進めていくということになるかと思しますので、この貴重な記述をたくさんいただきましたので、頭に入れながら職員共々いいまちづくりを進めていきたいというふうに考えているところです。

そして、今後につきましては、お話ししましたように抽出の条件だとか量だとか、施策の選択、どれにするかだとかというのは、この約1,600近い量というの、また

2回目もキープすべきかどうかというのがありますし、あるいは施策の中で何ていうのですか、これは落としてこれをまた入れておこうだとかということが、今後今すぐこうこうというのはありませんけれども検討してまいりたいなというふうに思いますし、また議員の皆さんのほうからもこの項目を是非そういう調査の中に入れるべきではないかというご意見が次回までに何かございましたら、提案もしていただければ大変ありがたいなというふうに考えているところです。

あわせてネーミングが満足度調査ということでやったわけですが、このネーミングもこういう形でいくかどうかまだ決めてはおりませんが、たまたまブータンの国王さんがみえられたときに幸福度という言葉がはやったわけですが、今東京の荒川区なんかでは随分この関係の調査が、取り組みが進められておりますので、例えばそういうところから講師を呼んで職員研修会をやるだとか、そういったところを含めてもう少し視点を変えれるところは変えたりしながら、今後また2回目に向かっていこうというふうに今思っているところです。とりあえずは、今の出されたものを予算化できるものは来年度以降に計上していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今町長の答弁の中で、私も拾ったのですが、懇談会というか時間帯を考えてほしいとか、子育て中の親には今までのやり方だったら参加できないよというようなのも確かにありました。それで、まず項目が非常に多いので、結果の質問をするときにも20か所全部のところではできないので、私は子育て、医療費のところ結構意見があった。それから、ごみのところにもあったのかな。これは以前にうちの議会でも出ていたのかもしれないのですが、子育て支援の一つとしてごみが有料になっているので、袋代がどれぐらいの子育て中とそれから介護のときに出たかもしれません。介護すると紙おむつを使うので普通の家庭よりは少し多くなるというようなことも出ていたかと思うのです。私は町民に満足度を聞くときには、何とどのだろうか漠然としたものもあったのですが、具体的に書かれている項目が幾つかあるのです、そういう中で。例えばおむつ代なんかがかかるので袋を無料にし

ていただければありがたいと書いてあるようなところがあったと思うのです。分別が難しいとか、そんなことは今言われても変えるとかそういうことにはならないと思うのですけれども、非常に意見がたくさん出ただけけれども、Aランク、Bランクじゃないのですけれども、本当にここに住んでいる人たちがそういう手を借りたいとか、少し援助してもらいたいとか、そういうところがあるのだったらそれはすぐできなくても、そういうのは先にピックアップして、ここに少し手当てをするとどうなるのかとか、あるいはちょっと聞いた話で、例えば今までは住宅があまり整備されていなくて、急に建てたときには特賃にこんなに人が入るのだろうかとすごく心配をしていた。ところが新しくきれいなのができれば、通って来る人たちがここに住むというふうなことで、大分地元の人で入りたい人で入れなかった人もるように聞いているのです。おむつ代が何とかで助成されるから、ここで子育てしようと思うかどうかは別としても、結構細かな、今そこに大変な人の手当てって結構しているところがあって、介護や子育てはやっぱりかわっていく人が結構います。この近い範囲ではわかんないけど、本州のほうだったら住宅も病院も何もかにもここまでしていいのかというぐらいすると、やっぱり隣の県から来るとか、そういうことが現実にあるので、あれもこれもできないかもしれないのですけれども、やっぱり子育てしている人はいろんな意味でお金もかかります。最近なんかは問題の給食費を無料にするとか、半分ぐらいはもつとか、いろんなことがあって、やっぱり経済的な負担を解消するような施策というか、そういうのがあちこちで出ていると思うのです。ですから、私は介護をしている人、それから子育ての人たちが書いているようなことには、できるだけ実現できるような、何かを節約してでもそこにそんなにたくさんのお金ではないのだけでも、そういうことを必要としているのであれば、私は次年度に向けて積極的にそういうところの声は拾って行ってあげたいというふうに思いますのでいかがでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 個別のことではいろんなことがあると思います。今回は、この満足度調査ということですが、それぞれ様々な計画がありまして、それを立てるときにもおおむねアンケートという手法をそれぞれこれまでもとってきています。例えば介護保険の関係だとか、様々な中でもいろいろ要望だとか、それからこうすべ

きであるということが出ています。それらとこの満足度調査と重ね合わせながら、これはこの計画の中に入れていったほうがいいのか、来年度実施したほうがいいのか、というようなことが一つ一つ見えてくるというふうに思います。それを今担当、該当する課のところで研究、検討してほしいという指示を出しておりますので、それを受けてまた予算化できるもの、それから予算とかかわりなく行動をすぐ起こさなくちゃならないものと、いろいろとあるかというふうに思いますので、そのような形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今次の計画でまた子育て中の方にアンケートをされるというようなお話だったのですが、その何というのでしょうかアンケートが抽出なのでなかなか難しく、もっと絞るのだったら全体でなくて専門的になれば、そのところでされるのかもしれないのですけれども、町でこんなアンケートをしたんだな11月にとかというのは今回わかりますよね。広報で全部折り込んでいった。そうすると答えられなかった人も随分いるのですけれども、全くそういう動きを知らなかった人、当たらなかったというか、どんなふうな表現をしていいかわからないのですけれども、それ以外でそこに本当はそこに中心的になるというか、不公平がないようにということで、きっとそういうふうにして選ぶのだろうと思うのですけれども、どこかでは小さな村だったかでやっている、ちょっと名前は忘れちゃったけれども、そこではうちで言うような地域連絡担当員、そこはすごい小さな村ですから、1,000人以下の。その人たちが持って行って回収をするというようなところもあるのです。それが、全部いいかどうかかわからないのですけれども。難しい問題でない単純アンケートだったら私は回収はもっと高くないと本当はだめで、記述式で難しく答えられないようなものなら困るけれども、ここに住んでいて、このことを聞かれるのだったら、もう少し簡単にして回収率を高めて満足度とか、この次違うふうになるのかどうかわかりませんが、人口の1割ぐらいの人の回収で「おおむね満足」というふうな数字が出たことは間違いのないのですけれども、それを平均化して行ってそんなに不満はないのだろうなというふうを感じるのですけれども、多分世代ごとにはいろんなことがあるんじゃないかというふうに思いますので、すぐ先ほどもあったように来年できることと、

それから予算が伴わないことはすぐできるとか、いろんな仕訳ができるのだろうというふうに思うのですけれども、基本的にほかの調査より一番アンケートというのは割と答えやすくてもっと回収率が高いのじゃないかなというふうに私は個人的にそんなふうに思いますので、更にいろんな町民にアンケートをしてこういう町の施策にというふうに考えられるのだったら、やっぱり人口の1割ということにならないような、もうひと工夫をしていただいて、できるだけ多くの方がアンケートに答えられるような、そういうことがやっぱり第5次総合計画なんかは町民が主役ということであれば、できないこともあったにしても、多くの人に最初のところからかかわってもら。町民がやっぱりいろんなことを言ってきたことには、共同でものをつくり上げていくとかスピード感を持ってこたえていくというようなことがないと町民参加というのは、あまり参加していないというようなそんなふうなイメージにもなってしまわないかなというふうに思いますので、今次に向けての要望みたいな意見ですけれども、そのことに対して何かあればお願いします。

○議長（鹿中順一君） 町長

○町長（佐藤多一君） 先ほども申しあげましたように、この結果を見ながらまた別途いろんなことを考えながら進めていきたいというふうに思っていますので、今直ちにこれをこうするというにはなりませんので、今やろうとしているのは、この結果に基づいたそれぞれの項目に基づいたものを、まちづくりの中にどう反映していくかというようなことが今次のステップとして入っているところでございますので、それがちょっと一段落してから、また今回の件を参考にしながら2回目に臨んでいきたいなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原真稚子さん。

○9番（篠原真稚子さん） 今のことで大体わかったのですけれども、次回の調査につきましては、いろんなことを精査されてする。1年休んで2年目ということなのですが、結果をもう少し早く町民の人にお知らせできるようなスピード感があっていいかなと。もう何答えたか半分忘れてしまうという、書いている人は忘れないかもしれないのですけれども、ちょっと結果に半年ぐらいかかったというのは、どうなるのだろうと期待している人の思いを少しそこなってしまうようなことがあるかなという

ふうに思いますので、調査をしたらなるべく早目に今回よりは早く結論を出してお知らせをしていただきたいというふうに思います。先ほどの特に何というかもっとかわりたいというような町長のさっきの話にあった住民懇談会みたいなものやなんかは時間帯だとか、業種別だとかそれはこっちのほうにも言われる部分であるのかもしれないのですが、行ってお話ししたいというような要望があるのであれば、そういうところは是非こたえていってほしいと思います。あとは、項目を変えるとかそういうことだし、私たちが気づいてこれを是非聞いてほしいということも含めて次回の調査をされるということなので、そのようにお願いしたいと思います。

次の、二つ目の項目で子育て支援ということについてなのですが、先ほど町長の答弁の中で流れだとか、それから国の法律だとかそういうこともいろいろ変わってきている中で、子育て支援センターとか、津別が全然できていなということではないのですが、非常にながかりしたのは津別町子育て支援についてのページを見ると、わんぱくキッズとか、それは1年間の予定がびっしり入っていたのだけでも、そのほか何かあるかなというふうに見たら保育所の人員、ここが何人、ここが何人の定員というようなことで、やっぱり今一時預かりみたいなことはなくなってしまっているから、そういうサービスがそこに載せられなかったということなのですが、この答弁書、1回もらったのを見ると、現状はなくなって置こうと思うけども場所の問題だとか人の問題だとかということになってしまうと、今までも何ていうのでしょうか民間であたられている方がいなかったときも非常に困っていたのです、一時預かりがなくて。それであるときは保育所で受け入れられるよ。余剰とか現体制で受け入れられる、1人ならいいよというような話も過去に聞いたこともありますが、これはなんとか人の問題だと早目に、それを例えば来年度から一時預かりを町とか今お願いしてあるようなところで、そういうサービスが津別町でできるというふうにするのであれば、やっぱりすごく早目に場所だとか、人だとか、そういう手当てをしないとなかなかできないというふうに思うのです。それで、よそのところのいろいろ見てみると、場所の用意ができ、人の配置もできてはまだその難しい今度料金等の問題も出てきます。私が見た感じでは1回2,000円とか書いてあるから、そんなことにはならないなというふうに現状の保育所の感じからいくとそうはならないの



だけれども、有料であるというようなことを前提にどれぐらいできて、どこで、いつぐらいまでできるかというのは、本当に来年スタート時にはできるようにしていただきたいと思うのです。例えば、小学校に入る前に欲しかったサービスが1年たったら年長さんだったらもう小学校に行って、幼稚園のときになかった、保育所の時代になかったということになってしまうので、是非こういうところは計画を立てて本当に早くというか、先ほど言われたように来年度からは本当に実施できるように、全部はできないというふうに思うのですが、どんな形で来年やろうとしているのを、ちょっと中身だけ教えてほしいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほどちょっと話がありました満足度のほうは、先ほど言いましたような形で進めていきたいというふうに思います。この満足度調査、項目21項目ありましたけれども、一つは町の町民の方たちがどんなふうな一つの事業に対して傾向として見ているのだろうか。一つの例でいけば障がい者のバスの無料券あります、障がい者に拡大しましたけれども、一方ではよくもう使っていない人がいるのだからやっている人も、自分で使わないでほかに渡している人もいるから、そういうことはやめるべきでないかというような、ここにも出ておりますけれども、そういう声ばかり聞いていると、そういうものなのかなというふうな気持ちにもなったりするものですけれども、実際にこうやってアンケートを見ますと、約74%のぐらいの人が「満足」、「おおむね満足」のところを丸を付けられているということで、この無料券交付というのは圧倒的に支持されているのだなということがわかりますので、そういうようなことの傾向というのもつかむ上で、こういうことも今後も進めていくというふうに考えて進めていきたいというふうに思います。

それから、実際に子育ての関係でこれからどうしていくのかということでもありますけれども、先ほど言いましたように社会福祉協議会に委託しておりますので、そこ今具体的にどうできるかというのをケースとしては定員がまだほとんど埋まっていないといいますか、例えば本岐保育所でいきますと定員が30名のところ今7名ということです。それから、活汲保育所は、定員これも30名ですけれども5名ということで、ここは2歳以上受け入れをしておりますので、こここのところに2歳以上の子を一時預か

りとして受け入れることは可能ではないのかなというふうに考えているところでして、それにはどういう条件を整えていかなくちやならないのかなというのは委託先と今後十分協議をしていかなくちやならないというふうに思っています。料金的なものも皆さん持っているかと思えますけれども、子育てのグループのお母さんたちがつくったこういうマママップというガイドブックがございます。ここには、もうなくなりましたけれども3月で転出でやめてしまいましたけれども、ちびっこハウスという一時預かり所がございました。ここは、午前7時から午後6時まで1時間当たり350円というようなこと、それから午後6時から午前7時、これは1時間500円というようなことでやっていたということで、平日の保育と休日の保育、休日になるとまたちょっと高くなりますけれども、それから実際に美幌町なんかでやられていることだとか、そういったものをこれから料金設定もどんな形にしていくべきかというようなことも、これから詰めながら体制を整えば来年の4月からできるようなことで取り進めたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 今のちびっこハウスというのはこの間までやっていた所、ここがなくなって私はここに預けていた人が非常に困っているという話もあったし、以前から。もう間もなくできるのかなと思うと違うふうになったりということで、なかなかこのところに目が当てられてなかったのかなというような気もしているので、今回質問したのですが、その中で今一時預かりというのは、何というのでしょうか考え方によっては、そんなのなくてもいいのじゃないかというのがどこか根本にあるのじゃないかと思うのです。なかなかできなかったというのは、あるのかなというふうに思ったりしているのです。そこのメニューなんかを見ると緊急で一時預かりですから週に何回だとか、それから毎日はいいのだけれども急に用事ができたときに頼むというのと、それから最近のお母さん方の子育てに、少し何というのでしょうかリフレッシュするために一時預かりをしている。でもきちっとそういうふうにならなくて、そういうサービスを提供しているところもあるので、それはなかなかそういうことまでは、難しいのかなというふうに思うのですけれども、津別町なんかのときは本当に緊急で預けたいというようなことなのじゃないかなというふうに思っているのです、これ

は是非必要じゃないかなというふうに思っています。

それから、今定員の話があって本岐と活汲は30人の定員だから余裕があるという話なのですけれども、ずっと5人とか7人でできているわけです。そのときから一時預かりなんかの話もあったと思うのです。でもやっぱり体制がとれなかったからやってなかったんじゃないかなというふうに思うので、じゃあ場所は問題はないということですね、そうなってくると。私は場所の問題があったりするのかなというふうに思っていて以前には保育ママやなんか、人が本当に足りないのであればそういう制度をつくって、にわかというか町が保育ママみたいな制度である程度勉強してもらって、ベビーシッターだとか一時預かりみたいなことをやっているという町村もあるわけです。そういうのも話した経過もあったのですが、なかなかどれがいいのかもわからないのですけれども、私はやっぱり自宅で預かるとか何とかになると、きっといろんな違う問題が生じてきたり、何か事故があったときどうするかという問題があって、なかなかやっぱり個人は難しのかなというふうにいろいろ思う中では思っているのです、是非全面に来年あと1人プラスすれば一時預かりがもし可能であるのであれば、津別町の子育て支援メニューの中に津別保育所は定員で一杯だけでも、こういうときには本岐と活汲ではその用意がありますというようなことが町が出しているホームページなんかにかかれるようにしていただきたいなというふうに思います。

さっき町長が言ったマップなのですが、私もできたときいただいたのですけれども、それは何というのですか母子手帳とかそういうときには、必ず津別町の人全員に配布しているのか。今のことで何かあれば。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 実際に先ほどいいましたように、本岐と活汲が場所としてはあるものですから考えられるなど。ただ、行く人によっては、ちょっと本岐までとか活汲までとかという人もやっぱりいるかと思えます。そもそも需要がどれぐらいあるのかというのは、いるよというのと、じゃあ何人いるのかというのが把握し切れていない部分がありますし、それから常時人を、パートの方を置いておくというわけにもいかないのです。急遽の一時預かりというのは、来たときにすぐそのパートの方に連絡とってすぐ出て来れるような状況になるかということ、またそれも難しい状況があり

ます。どういう方法が一番いいのかと。そして、そもそもそういうものに対応してくれる人とかマンパワーといえますか、そういった人たちが町内にお住まいになっているかどうかというようなことも調べてみないとなりませんし、そういうことを含めて実際に開設する上では考えなくちゃならないことがいろいろ現実にありますので、それを委託先としっかり話し合っただけで進めていきたいなというふうに考えているということです。ですから、これは開設に向けて努力をしていきたいということです。

それから、マママップもこれ実はつくりたいのだということで乳母車を押して私の町長室に皆さん来られて、そして出来上がってからも報告をしていただきました。この中身も2年たったのですか、22年の6月に発行していますので、今言ったようなちびっこハウスもなくなっていますし、中身増えたりとか減ったりとかというようなこともあると思います。これ役場がつくるのではなくて、こういうお母さんたちがつくるという、そういう目線が一番大事だというふうに思いますので、確か記憶の中ではろうきんさんがこれに支援をしてくれたというふうに聞いておりますので、それを例えば改訂版だとかをつくる時には、町も支援をするだとか、そういったことも必要ではないのかなというふうに考えております。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） いろんなサービスが全くないということだけでなく、そういう緊急時のところがほかから見るとちょっと不足しているかなということと、どれぐらいいるかというのと、もともと10人とか、最低では10人の時代もあったということで、何人だったらやるのかという話になると、非常にまた無理かなというふうに思ってしまうのですけども、今子育てをしている人のお母さんたちもかわってきているということで、以前には考えなくてもよかったようなサービスも提供しなければならぬというような現状になってきているということなのです。例えば17人とか10人の小学生もいたりするので、20人以下だとしたら普通に保育所に行ったり幼稚園に行ったりするので、このサービスを利用する人というのはそんなにたくさんいないと思うのです。何十人も集まるなんていうことはきつくないと思うのです。それでもやっぱりここで子育てをする人には必要なサービスであって、使わなくてもできる体制という、ちょっとそんなに難しいかどうかかわからないのですけど、5人だと2人の先生

ですよね。それが臨時的にプラス1になったときに、必ずしも毎回毎回専門のスタッフをそこに入れなきゃやれないものなのかどうかということ調べていただいて、そうでなければ、二つの所では受け入れる。遠いとか近いとかそういう問題、預けたければ私は津別でもそういう所に行くと思うのです。そして、そういうのがあるということが地域で子どもを育てていく、まだ保育所にも行ってない、幼稚園にも行ってないお母さん方の安心につながるのじゃないかというふうに思いますので、検討をしていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今活汲、本岐では2人ずつそれぞれ保育士さんがいるわけですが、一時預かりをやる場合、2人いて7人と5人ですか、その中の保育士の人数で対応できるかなというふうに実は思っていたのですけれども、担当のほうでよく調べてもらおうとそれはだめだということで、法律上。やはり置かなくちゃならないということですので、両方でやればお二方がまたパートでも臨時職員でも採用しなくちゃならないということがありますので、そういう先ほど言いましたやってくれる人がいるかどうかということも含めて調べてみないとならないかなというふうに思います。今これから7月に入ってから、認定こども園、子育て支援センターに関するアンケートということで、今幼稚園、それから保育所に通園しているお子さんをお持ちの保護者、それから今後幼稚園、保育所に入園する予定の保護者の方々に全部送りましてアンケート調査をやるのですけれども、その中に一時預かりの設問がございます。これは、産業福祉のほうでも資料としてはお渡ししておりますけれども、項目の一つに「津別町に一時預かりのサービスができたなら利用してみたいと思いますか」ということで、「はい」、「いいえ」にどちらかに丸を付けるようになっています。「いいえと答えた方にお聞きします」ということで、その理由は次のうちどれですかと、「預ける理由がない」、「他に頼める人がいる」、「自分で子どもの面倒をみたい」、「その他」というこの4つから選んでもらうことになってまして、そして、どのようなときに一時預かりを利用したいですかということ、例えば「保護者の急病のとき」、「兄弟の園の行事のとき」だとかというような例を挙げて一時預かりを利用したいときのそれを自由に記載してもらおうという欄を設けていますので、これを集約することによって、またひと

つ方向が見えてくるのかなというふうに思いますので、こういったことも参考にしながら社会福祉協議会とも協議を重ねていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） ちょっと私一時預かりのところで調べたのに、一時預かりも限定しているところもあるみたいだったのです。さっき言ったりフレッシュというのと緊急というは多分親が病気でどうのというのと、津別はあるかないかわからないけど、ちょっと仕事をするために勉強に行くとかで週3回ならいいよとか、そういうふうになっているところもあるようなのです。ですから、今の話でサービスがいらないと言う人はこうこうこういうのでいらないと。親がいるとか、誰か面倒を見てくれる人がいるとか、そういうことでいらないというふうにも書かれているのかもしれないのですけれども、行政のほうは専門だからもっとより詳しいことがわかるかと思えますけれども、先ほどから言っているように一時預かりってどういう所、今の言葉で全部わかるかなというふうに思うのですけれどもその種類とか、できるときにはメニューを増やしておくとか、それから私はそういう専門でないのですけれども、若いというか今のお母さん方というのはそういうのではなくて、きっとみんな津別町とかってホームページを見て子育て支援とか、いろんなことをやっていくのだと思うのです。そのときにやっぱりちょっとメニューが、それは何とかキッズというのは来年の2月ぐらいまで毎週の項目が全部書かれているのがあって、ここは細かくされているのだなというふうにも思ったのですけれども、何せ預けたいときというのがなくて、多くの数ではないと思うのですけども、そういうようなところに要望者がいるということと、それと人を集めるというか、そういうふうに言っていくとなかなか都会にいくとマンパワーが不足してどこも大変なんですけども、何かいい方法とか早目にすれば人も見つかるかもしれませんので、計画を立てて是非開設できるようにお願いしたいと思えます。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 今言われた部分も含めまして、これから様々おやつのこととか細かいことがたくさんありますので、協議会のほうと話を詰めながら進めていき

たいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時 51分

再開 午後 2時 5分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に、2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君）〔登壇〕 それでは、さきに通告の一般質問をしますので、明瞭かつ具体的な答弁をお願いいたします。

質問事項ですけれども、前期計画の実行度と中間検証及び今後の見通しはということ  
で質問の要旨を申し上げます。新総合計画に基づく前期計画では、平成22年から5年  
間にわたり町の活性化振興に直結し、町民生活に密接にかかわる32の施策事業が地域  
づくりや諸業種等の振興や期待を担い、また町民多数の声や要望を集約し、且つ審議  
会の多岐にわたる広範な議論を経て汗の結晶で策定されたものであります。当初の議  
員説明では町の実行意思を強く受け止めたところであり、その後、毎年次計画進捗の  
前進等が一定程度見受けられますが、一方、現下では隘路や難題も散見されると思慮  
され、本年度は実行3年次目の節目にあたるので中間総括として町民の期待感を含め、  
未実行施策の今後の見通しや町民や地域影響度を踏まえ、前期計画の進捗判断や個々  
施策の実行性を問いかけるとともに、目下の見解等を伺いたい。

5点あります。まず1つ目、特に本岐、相生の基幹集落の計画事業の見通しは。

2つ目、全体で後期延伸となる事業の有無や主な要因は何か。

3点目、実行困難と思われる事業があるのかないのか。また困難となる主な事由は  
何か。

4点目、延伸や困難による地域影響や活性化遅延をどう判断しているか。

5点目、審議会や町民説明等の対応はどうなるのかということでございますので、  
よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 谷川君の質問に対して理事者の答弁を求めます。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] それでは谷川議員のご質問にお答えしたいというふうに思います。第5次津別町総合計画前期計画の執行度と中間検証及び今後の見通しについてということでございます。4項目ご質問ありましたけれども、先に概略的にまずお答えしたいというふうに思います。第5次総合計画は、御承知のとおり平成20年7月に策定審議会への諮問を行いまして延53名の委員によりまして17回の協議を経て平成21年12月に答申されたところでありまして、翌平成22年3月に作成されたまちづくりの基本となる本町の最上位計画でございます。この計画は、担い手のいる計画、実行性のある計画、みんなで実現する計画を基本といたしまして、まちづくりの基本理念や町の目指す将来像を示した基本構想と、それを達成するための実行計画で構成されております。実行計画は、基本構想を具体化していくための戦略プロジェクトと具体的な計画事業及びプロジェクトを盛り込んだ賑わいと交流のまちを創出するために重点プロジェクトと社会基盤の整備から成り立っております。実行計画に掲げる計画事業やプロジェクトを具体化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする具体的な事業の推進計画を示すものが実行計画でありまして、財政に裏づけられた実効性のある計画とするため平成22年度から平成26年度までを前期とする5か年計画としまして32のプロジェクトと134の事業から成り立っております。前期計画の進捗判断や、個々施策の実行性についての現段階の見解につきましては、32プロジェクトのうち30、134事業のうち105事業について実行済み、あるいは何らかの形で進捗しているというふうに判断しているところでございます。中でも施設整備などをあわせ、「まちづくりセンターをつくる」、「木のまち・つべつの活性化」、「エコタウン・つべつの創造」、「自然案内人制度の導入と展開」、「安全・安心の社会基盤」などは、事業の深度も含め着実に進捗しているというふうに考えているところでございます。

そこで4つのご質問でございますけれども、まず第1に、特に本岐、相生の基幹集落の計画事業の見通しについてでございますけれども、本岐地区につきましては、策定審議会の本岐方面部会の中で、本岐地区多目的公園周辺を中心にいたしまして国道



と道々が交わる交通の要所としての特性を生かした本岐市街地活性化プロジェクトを実施計画の中に盛り込み、具体的な事業としては「本岐観光交流センターの整備」や「特産品の提供、販売体制の構築」など5つの事業を計画しておりますが、現状は進んでおりません。相生地区についても同様に、策定審議会の相生方面部会におきまして「相生小学校施設活用プロジェクト」を盛り込み3つの事業を計画しておりますけれども、本岐地区と同様に進んでおりません。

この両プロジェクトにつきましては、いずれも地区ごとに住民主導の協議会を設置するということが前提となっております、両地区の地域事情から作業が遅れ進んでいない状況でございます。計画の実行には、なお時間を要するものというふうに考えているところでございます。ただ、相生地区につきましては、過疎と高齢化が著しく進んでいるために予定している形での計画の実現は極めて難しいというふうなことも懸念しているところでございます。

二つ目の後期計画に延伸、実行困難と思われる事業の有無や主な原因はということでございますが、一つは認定こども園の開設が後期にずれ込むことが予想されます。中心市街地の活性化などは事業によっては、多くの時間と労力を要すると予想されるものもありますことから、すべての事業が順調に推移しているとは考えておりません。現在は前期計画の2年を終了したところでありまして、今具体的に事業を特定して実行困難であるかどうかというような判断をするには、時期が適当ではないというふうに考えているところでございます。

それから三つ目の延伸や困難となった事業の地域に与える影響や、活性化遅延をどう判断しているかということでございますが、仮に延伸や困難になった事業がある場合、それが全町的な影響になるのか、限定した地域の影響になるのか、あるいは限定した個人に影響が出るのか、その事業の内容により異なってまいります。したがって現段階での具体的な判断は難しいというふうに考えております。

この件に関しましては、前期計画終了時点での検証等で分析や判断を行うことが効果的ではないかというふうに考えているところでございます。

最後の審議会や町民説明会等の対応についてでありますけれども、策定審議会につきましては、条例により「委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときをもつ

て終了する。」ということになっておりますことから、現在の仕組みの中では進行管理の役割は担わないことになっております。しかし、総合計画の中におきまして、計画の基本の一つとしてうたわれています「実行性のある計画」とするためには、計画の進行管理は必要なものであるという考えから、実施計画の中で、その役割をまちづくりセンターが担うこととしているところです。

昨年まちづくりセンター運営協議会の役割を協議する中で、この件について話し合われましたが、協議会が立ち上がったばかりでありまして、当面は協議会自体の事業や運営に重点を置くこととしたために、現時点では総合計画の進行管理は行われておりません。しかし、今後運営状況を見据えながら、総合計画策定審議会のDNAを受け継ぐ運営協議会に対応していただくこととしたいというふうに考えているところです。

総合計画の進行状況の町民に対する説明でございますけれども、今のところ行っておりませんが、今後「町は舞台、町民が主役」の観点からわかりやすく伝え、情報を共有しながら協働のまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても前期計画の半ばでありまして、今後予想される事業を見据え、将来にわたる安定した財政運営を前提としながら着実な事業の実施を図ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 全体的にお答えをいただきましたけども、答弁書等含め私の思うところを再質問をしたいというふうに思います。

まず、総論的に総合計画、これ前期計画含めて最上位計画であるというふうなことでの答えでありまして、これは当然のことですけれども、32のうち30、細かく分けると134事業のうち105というふうなことで進行中を含めての話だと思っておりますけれどもありますが、事業は膨大なボリュームでございます。それで32が30、134が105とこうなった部分の手つかずの事業はどれなのか、それをまずお答えいただきたいと。

更に、取り組みに至らない理由は何なのかまずお答えをいただきたいとします。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 32の中で、まだ手つかずの状態になっているというのが、先

ほども申しあげましたとおり本岐市街地区活性化プロジェクトが1つです。それから相生小学校施設活用プロジェクト、これが2つでございます。全く手つかずという32の中ではこの2つだけでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それで総体的なお答えについては理解をいたしました。そこで本岐の施策について具体的に入っていきたいと思っておりますけれども、この全体の32のうち、いろいろ中身を調べますと大半の事業、優先度Aというふうなランク付けになっています。Bというのはなんぼもありませんし、Cというのはほとんど1つか2つぐらいでないかなというふうな中身の枠付けになってますけれども、この中で本岐の関係については一般的な概念からいうと、やはり当初取り組みから非常にやはり難しい難題があるのではないかなということは我々でも大体想定はつくところなのですが、その辺の問題を含めて、どのようなことが実際に隘路となっているのか、それと地域としての動きも多少不足しているような不十分なようなことの話もありましたけれども、その辺を含めて計画倒れになる心配はないのかどうか、その辺、まず次に聞いておきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 2つ手つかずの状態にあるということで、この本岐市街地活性化プロジェクト1つあります。これ大きな項目、この中には5つの事業が入っているわけですが、1つは本岐観光交流センターの整備、それから2つ目は特産品提供販売体制の構築、3つ目には本岐市街地活性化協議会の設置、それから地域活性化リーダーの要請、そして5つ目に沼沢地区学習ゾーンの設定というようなことになっておりますけれども、総合計画の中で議員ももうお目通しかと思いますけど、この中には、それぞれの事業の中に誰が担い手になるのかというのが一つ一つの中に入っております。JAが担い手になるだとか、その地域の協議会が担い手になっていくだとか、そしてそこに役場も入るだとか、そういったところでいきますと本岐地区につきましては本岐市街地活性化協議会、これがやっぱり一番中心となるところがまだなかなか高齢化等々も含めましてでき得てないということで、その地域であきらめたわけではありませんので、それに向かってなお検討をされているということですので、

これは行政とともに協働でまちづくりを進めていくという観点が大前提になっておりますので、引き続いて本岐地区の方たちと協議をしながら、そこが設立されて、そして次のステップ、次のステップというふうに進めていきたいというふうに思っています。当時つくるときには、ちょうど国道が上から下に下りてくる時期でして、そこでパークゴルフ場がありますけれども、その手前の会館だとか、そういったものを有効活用しながら進めていきたい、そしてバスセンター、そういったものも含めながらやっていこうというふうなことでいろいろアイディアも出ていたわけなのですけれども、なかなか土地問題が引っかかりまして、譲っていただけない状況もございますので、そういう一つ一つ越えなくちゃならない部分がありまして、今そういう状況にまだないので少し時間がかかるかなというふうにお答えしたところでございます。

それから相生小学校の施設活用プロジェクトですけれども、これは3つの中に事業が組まれています。1つは小学校の管理運営協議会の設置です。それから相生自然体験交流計画の作成、相生小学校設置の再整備というこの3つが出ておりますけれども、これもその母体となります運営協議会がまだ設置されていないと。ここは本岐と違いまして非常に高齢化が更に進んでいるという地域でして、御承知のように相生の第四分団も第三に統合されるというようなこともありまして、ここはこの先このままいけるかどうかというのがちょっと難しい部分も感じられますので、見直しも含めて将来出てくるかなというふうに感じているところです。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 相生の部分も絡めて、同じ大体地域実情にあるというふうに私も判断しています。それでその非常に難しさはわかるのですが、この計画自体は全体を束ねて町が最終的に策定したから、私は町の主導性というかそういうものがやっぱり何ていったって中心になるのでないのかなというふうに思うものですから、後段のほうにも運営協議会とか何とかという形で、町のちょっと責任的なものというか主導性がちょっと逃げているような感じもあるのですが、運営協議会と町の責任度というわけではないのですが、どちらがこれ主導性を持っているのか、ちょっとここでお答えをいただきたいなというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） どちらが責任ということではなくて、「町は舞台、町民は主役」というのが進めのことになっています。ですから改めてこの中でも、もう一度目を通していただけたらわかるかというふうに思いますけれども、第5次の津別町総合計画策定審議会から私のほうに答申を受けていただいた文書が、これをまとめたからということで出してきたときの文書が「はじめに」というところに載ってございます。そこでは、「私たちにとって最も大切なことは、この町に住んでいてこの先もこの町に住み続けたいと思っている町民の一人ひとりの力が決してバラバラになるのではなく、津別のまちのためのエネルギーとなって生かされ、未来をつくり上げていくことだと思っています。行政はそうした力をエネルギーを支え、その発現をサポートすることに徹するべきです。このことから私たちはこの計画策定に当たって、「住民参加」という言葉を敢えて使いませんでした。それなら主役は行政になって、住民はそこに対する「参加者」ととどまってしまうからです。むしろ、行政が、町民のこうした試みに「参画」し、一緒になって知恵を出し、汗をかく、そんなまちづくりが求められているのだと思います。」ということで答申を受けているわけです。こういった審議会の皆さんの延べ53人の方、出入りはありましたので53人になりましたけれども、そういう思いを受けとめて、これをしっかりそのまま計画として策定いたしましたので、このサポートをしながら一緒に考えていくと、できないところは町もどんどん応援していくということをしていきたいというふうに思っておりますけれども、どういふサポートの仕方が一番効果的なのかというところが、まだ具体的になかなか出てこないというのが実際のところですし、そういった意味で、なお時間を要するというところでお答えをさせていただいたところでございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） いずれにしても細かいことは申し上げませんが、お互い両輪でやっぱり合い携えて進めていかないと、それだけでなく難題事業ですので、今回のことも契機として、やっぱりここで手綱を締めなおして、ぎりぎり取り組んだけどできないということもあると思いますので、そこら辺までは我々も最終的には努力を評価してどうこうということにはならないと思いますけれども、その辺を踏まえて

十分再度認識をして、地域共々期待に応えられるように取り組んでいただけたらいいのかなというふうに思います。

それと本岐に絡みますけども、チミケップの施策が24ページに載ってます。これもセンター建設というふうなことでございますけども、チミケップはいずれにしても全部が保安林でございます。ですから木の伐採一つにとっても、それぞれ関係機関等の許認可を得なければならないという非常にここもハードルがあります。ですからやる前に、その辺森づくりセンターになるのだらうと思いますけども、その辺との協議も十分にされて、なかなかあそこで平坦地を見つけることもなかなか難題で、規模にもよりますけども、適地もなかなかそう簡単ではないというふうに思っています。その辺のところを十分に念頭に入れられて、今年からまた更に進行形の中に組み入れて考えてもらえればいいのかというふうに思っています。その辺、チミケップのネイチャーセンターの関係について先に答えをいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） ネイチャーセンターということで建物をでっかくつくるかどうかという、そういうところまではいくかどうかというのはちょっと検討しなくちゃならないというふうに思います。ネイチャーセンターのほうの主な事業としては、チミケップ湖畔の誘導路の整備だとか、展望台、景観に配慮した各標識の設置だとか、ネイチャーセンターの建設というふうなこと、それからアクセス道路の整備と通年観光化の促進、自然案内人制度の活用プログラム化というようなことが載っております。展望台等々につきましては、これはいつも旧土現といいますか、そういうところだとか、それから森づくりセンター、ここと道有林の活用の関係で毎年会議がございます。その会の会長を私がしているものですから、チミケップのほうとあわせて近くのみズナラ、これの道路の整備等々もお願いをしていたところ順次進めていただいておりますので、これはこれで道の予算の中で進んでいっている部分があるなというふうに考えているところです。それから自然案内人制度につきましてもチミケップのほうではできていませんけれども森林セラピー基地で「森のこだま」というNPO法人が立ち上がりまして、すでにこれは動き始めていますので、こちらのほうも含めていけるようなことが将来出てくればなというふうに考えていますので、ゼロではなくて少し

取り掛かりが始まっているというふうな認識をしているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それでチミケップの関係ですけれども、これ23年から調査検討、全体的な事業についても言えるのですけれども、調査検討、調査検討、矢印でずっと進んでいるのがかなり見受けられます。具体的に例えばチミケップの関係で調査検討、23年から記述していますけれども、実際どんなことを調査検討されているのか、いないのか、これについてちょっとお答えをいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 先ほど言いましたように調査検討の中に森づくりセンターとの協議等々も毎年入っていますので、そこで調査検討して、ここ実際に一緒に行ってみたりとかやっていますので、そしてここをこうしてもらえれば、道の予算もそんなにたくさんあるわけでもありませんので、ここは今年これをしましたよということで要調査を検討しながら少しずつ今始まっているということで、例えばその中でネイチャーセンターだとか、でかいものを本当に建てる必要があるのかどうかというようなことも調査検討だと思うのです。それよりもまず今しなくちゃならない優先度合いのものがありますので、そういったチミケップのネイチャーセンターとほかの建物との比較というのも調査検討ということになりますので、そういったもろもろ含めてというふうにご認識いただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） その辺の関係は、いろいろ難題を抱えているということで私も思っていますし、町長もいろいろ苦勞されているというふうなことがわかりましたので、その部分についてはこれで打ち切ります。

次に、前期計画の7ページに空き店舗対策というのがあります。これもAが4でBが1つというふうな形でございまして、書いてある内容から見れば優先度が極めて高いのかなというふうな感じはするわけですけれども、空き店舗を利用されることはいいのだらうと思うのですけれども、さんさん館とのものによりけりだと思うのですけれども、競争性だとか、例えば空き店舗をたくさん例えば利用するような方策を取ればさんさん館の利用が落ちるだとか、これ似たり寄つたりの感じで、これ両立するのかがど

うかなということで、空き店舗対策についていろいろ進んでいる部分があればお聞きをしたい。何か調査を前に空き店舗が10だとか何ぼだとかという話も聞きましたけども、具体的なものがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 空き店舗も要は担い手がまずいないとできませんので、それに対する助成だとかそういったものが出てまいります。それをするという前提で今考えをめぐらせているところがございますので、そしてそれを助成制度ができたことによつて、やってみようかということで誘導してといいますか、参加してくる方たちがいるかどうかというのも調査検討していかなくちゃならないのかなというふうに思っているところです。

いずれにしても前期計画の中で2年を済んだ中で、今取り立ててここまで来ているということはたくさん項目がありますので、一つ一つまた進めれるところは進めているという状況でございますので、今後も更に進めていきたいなというふうに思っています。この間の新聞なんかでも、清里町さんが空き店舗対策で随分お金も出して新しい建物が、空き店舗を活用してやっている事例なんかも新聞に出たりしておりますけれども、そういったことも参考にしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） さんさん館との競合性の問題についてはお答えがなかったわけですけども、この辺については全く別物のような、担い手がやるのですから別なのかもしれませんけれども、その辺の競合性というのはないのでしょうか。それについてお答えいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） さんさん館との競合性というのは、カフェコーナーか、そのことだけのことだと思いますけれども、それは一部としてあの建物の住民の交流施設、そういったものを含めて建てたものです。そこにコーヒーを飲む場所があったほうがいいと、ちょっとした軽食ができるようなことがあったらいいと、そこに新しい事業を起こすための相談する場所があるというようなことも含めてやっておりますので、



そのことによって何というか競合が出てくると、同じ形態のものができれば、それはそこだけのものではなくて、よその店にも影響が出てくるかというふうに思いますけれども、それほどそこができることによって、何か新しいことができることによって競争関係が激化してくというようなことは考えづらいのではないのかなというふうに思っているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） つまり空き店舗で物販関係を中心にしてやるのかどうかあれなのですけれども、そういう物販関係を中心にしてやるというか、産直でやるといういろんなものもあると思いますけれども、あまり競合性はないという考えでいいのですか大枠で。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） まず、あそこの建物の性格というのが空き店舗対策というのと物販、それから工房ということがあります。ですから、そういうものが賑わいの中で広めていくという、あっちにもこっちにもどんどんできてくれればという思いですので、そこで競合ということではなくて、協働できるような仕組みにするような形にもっていくべきだというふうに考えているところです。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 空き店舗対策のことについてもなかなか課題が多いというふうに受け止めていますので、なお一層努力をいただきたいというふうに思います。

それで次に、津別峠ゾーンの施策ということで、25 ページでAが3つのBが3つというふうなことですけれども、特産品販売の機能の充実は優先度Aというふうなことですけれども、私3月に売店の関係質問して、そのときは継続も含めてかなり前向きな答弁でなかったかなと思いましたが、その後あまり日にちも経たず閉鎖というふうなことになったというふうなことで、ちょっとこの辺の優先度のランクからいくと、ほんの2、3か月で閉鎖というふうなことになるとう一般質問答弁との整合性も含めて非常に実行性というか答弁にもちょっと疑問が沸くのですけれども、私はあのときは町費の多少の例えば支援であれば、やることも必要じゃないのというふうな話で、多分町長も共鳴するような話をいただいたというふうに思うのですけれども、やはりあれを

閉鎖ということになると、やっぱり重大な変更になるような感じもしますし、あそこ  
のやっぱり一方では客足の問題と絡めていろいろ難しい問題もあるのだろうというふう  
に思うのですが、そんなことを含めて閉鎖に至らざるを得なかったというふう  
な目下の現状で、峠のダメージだとかそういうふうなものが影響度がどんなものか  
というのを聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） 峠の店舗が閉まったことでの影響度というのは、これからの  
ことだと思いますので、今どうなったということはちょっと答えできませんけれども、  
これは経過も含めてお話ししていますように、やはりこれも一つ高齢化というものが  
大きく影を落としているということだと思います。なかなか毎晩7時に鍵を閉めに行  
くのに商工会のほうで対応するのはなかなか難しいと。往復で64キロぐらい走ります  
ので、そういうのはこれまで逆にやっていただいたことに感謝申し上げたいなという  
ふうに思っているところです。

そしてその後、とりあえず店舗のほうは開いておりませんが、あそこに来て  
トイレを利用される方だとか、それは様々おりますので、写真を撮る方たちもあそこ  
にテントを張って明け方を待つというような人たちもツアーを組んだりして来ており  
ますので、今回から森のこだまのほうに管理をお願いして今進めているところでござ  
いますけれども、それにつきましても、やはり何と言ってもスタッフ不足というのが  
あって、そここのところは支配人といいますか森のこだまの代表のほうからも、やりた  
い人はいると、しかし住む場所がないということがありまして、これも今あそこに住  
宅ができないかどうか。名前を変えたもの、公営住宅というと誰でも入れるような形  
になってしまいますので、別な形で何かできないだろうかということでも今総合振興局  
等々にご相談をしているところでありまして、そういうことによってまた首都圏のほ  
うから、ああいう森だとか、そういうものに興味のある方が加わって従業員になって、  
そしてその管理もしていくということとあわせて、峠の向こうのほうのプリンスホ  
テルとも今協議をされているようですので、そしてこの間は、初めて弟子屈町の摩周  
湖観光協会の副会長さんもお見えになりましたので、そういった方たちとあの辺一帯  
の津別峠の活性化というのが従来と少し視点を変えた形で連携、向こうのあれはつつ

じまつりか何かでしたか弟子屈は、そういうところとセットにしながらいろいろ計画も立てているようでございますので、それも応援するような形でいきたいなというふうに思っています。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 峠の関係もいろいろ難題を抱えていることについてもわかりましたし、町長の答弁でいろいろ検討や対応されているものも理解しましたので、これはこの辺で打ち切りたいというふうに思います。

次に、特色ある学校づくりということで、これは26ページなのですが、これもAが3つのBが1つということなのですが、津別高校の特色化というふうなことでいろいろたわわっていますけれども、私も前に予算質問で英会話の話せる高校をつくったらは、というふうなことも言ったとは思いますが、何だかんだそんなことをしているうちに、ほとんど人数不足でいろいろ困った問題が出てきているというふうなことでございます。それで特色ある津別高校実現のためにどのような取り組みを、とりあえずここ2年の中でやられたのか、これについてちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 教育長。

○教育長（阿部博道君） 高校の特色ある学校づくりということでございますけれども、やはりなんと言っても今谷川議員さんおっしゃいましたように、子どもが非常に少ないというふうな部分があります。大空町の女満別高校を見てもわかるように、やはり特色ということになれば一番早いのが部活動ではないかなというふうに思います。それとやはり勉強のほうでいけば、やはり進学率、あるいは就職率と。それから二極化しているであろう学力の一極化、山が二つありますけれども、その谷間をいかに縮めていくのか、そして子どもたちが希望する学校、あるいは就職先に就職できるかということでございます。ただ、今おっしゃいましたように子どもが少ないということがあってなかなかそれが今進んでいないということでございます。1学級になりましてキャンパス校になって先生も、これは逆にキャンパス校になってよかったのですが、美幌から先生の応援をいただきながらやっているわけでございますけれども、1学級減るたびに3名の先生がいなくなるというふうな状況でございますので、これなかなか

特色のある学校というのが今つくりづらい状況になっているのかなというふうに思います。その英会話、きのうも校長先生が見えられたのでいろんな話をさせていただきました、その中で先生どうでしょうか、放課後にでも英会話教室、あるいは英会話クラブでもつくったらどうですかね、なんていう話をちょっとさせていただいたのですが、ただ、やはり高校も小中学校が指導要領が変わったということもありまして、高校のほうも若干変わっているようでございまして、今その対応に苦労しているということは、2学級ずつあれば先生が多いのですが、1学級ということになってきますので先生が非常に少ない中で今やっていると。選科でありますので当然数学、国語、数学の中でもいろいろあります。理科の中でも化学だとか物理だとかいろいろあります。とにかく教員がいないのですということで、非常に46教科やっていますので非常に先生方も忙しいということがあります。ただ、校長がきのう言っていました。特色ある学校はつくりたい、しかし今の状況では非常に難しいと。ただ言えることは、今の子どもたちが希望する大学、あるいは短大、あるいは就職、そういうところに行かしてあげるだけの学力をつけてあげたいということでございまして。これは教育委員会があれをやれ、これをやれということではないと思うのですが、振興対策の中で補助教員もお願いするなどして今子どもたちの学力の底上げをやっているという状況がありますので、そういうことで今学校が努力しているということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） この問題も教育長の答えで、質問しながらもなかなか難しい問題もはらんでいるなということは理解しますので、なお一層可能な範囲で最大限の努力をいただきたいというふうに思います。

それで項目たくさんになりましたので最後にしたいと思いますけども、37ページに実行計画基盤推進事業人づくりというのがあります。この関係については、長年にわたって中身を変えたりメニューが追加になったりしてずっとやってきていると。ですけども町民に誇れる具体的な成果というか、そういうものがあるのかどうか。ただ何となく派遣はしたけども町の行政その他で身になっているものが、何か私は知識不足ですけどもあまりないような感じがするのですけども、この点について最後お聞きを

したいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この人づくり・まちづくり活動支援事業、これは人づくり研修事業でよそに行ってみてくるという部分と、もう一つ取り組みをするということで最大 200 万出すという事業がありますけれども、その分野には今GROWの皆さんがかかわっておりまして、去年それに応募しまして該当になりまして、今年も引き続いて2年目ということでやっておりますので、食を中心に検討しておられているようですので、そういったことが一つ一つ形になって現れてくればいいなというふうに、そういった意味での支援を想定しての事業立てをしておりますので、それに対応してくれている方がいるということでご報告させていただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） なかなかいろいろ具体的にお答えをいただくものも難しい問題もあるというふうにちょっと理解はしますので、この辺はこれで総体的な質問を終わりたいというふうに思いますけども、いずれにしても大体私の見目で実行困難や難題があるなというふうなものを中心にとりあえず質問をさせてもらったということで、総論から言うと絵に描いたもちにならないように全課的にそれぞれ事業がまたがっていますので、なお一層精力的に取り組みをいただければというふうに思います。

それでその結果、後期計画に繰り越されるのも順延されるものもあるのではないかなというふうに思いますので、その点について1点聞きたいことと、こういう質問をきっかけに毎年、あともう来年、再来年と2年しかありませんので、主なものの進捗状況というか進行形というか、そういうふうなものについて委員会その他で場合によってはちょっと報告もいただけるといいのかなというふうに思いますので、ただ計画しっぱなしで結果だめでした、いいでしたというふうにはならないと思いますので、その辺を最後要望をして質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 町長。

○町長（佐藤多一君） この間で非常に難しいものもあります。そう簡単にはできるものではないなというものもあります。それらは今2年過ぎて3年目に入ったところでございますけれどもその原因、なぜできなかったのかと。何が困難になっているのか

と。これはその困難は越えることはできないものなのか、それともちょっと角度を変えればできるものなのか。そういった検証も含めてこれからまた残りの時間そちらのほうに検討を進めていきたいなというふうなことと、できるものは着実に1個1個進めていきたいというふうに思っています。

それから最後のご質問の委員会等に進捗状況ということ、これは委員会だけではなくて実は担当課長のほうとも今話しているのですが、「津別町のしごと」の中にそういうものも町民の皆さんに見ていただくということで、何かわかりやすいような表現の仕方をしながら見せていくということも必要だなというふうに考えておりますので、それは毎年毎年という形になると思いますけれども、そういったことを検討してまいりたいなということで、当然委員の皆さんにもお知らせしたいと思ひますし、町民の皆さんにも進捗状況をお知らせしていく方法をちょっと考えたいなというふうに思っております。

○議長（鹿中順一君） これにて一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時 56分

再開 午後 3時 10分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 33 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 6、議案第 33 号 津別町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程になりました議案第 33 号津別町税条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

別途配付しております説明資料 1 ページ、2 ページを見開きでござんください。

今回の税条例の改正内容として記載させていただきましたが、今回の改正につきましては、さきの提案理由の内容のとおり昨年 12 月に公布されました地方税法に関連する 3 法律の改正内容に準じて改正することとなります。先に資料に沿って改正された法律ごとに改正内容の説明をしていきますので、よろしくお願いします。

まず、①の経済社会構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別法に関する暫定措置法の一部を改正する法律となります。これは、アの趣旨・目的にも書いてますが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るということで、平成 23 年度の当初に行いました税制改革の積み残し分ともいえる改正内容となっております。

イになりますが、町に関係する改正内容について説明します。まず、退職手当に対して分離課税される町民税の所得割についてですが、これは平成 19 年度に所得税と地方税の税率を改正して地方への税源移譲を行った際、この所得割について税額の 10% を特例として減額する措置を行っていました。これを廃止するものです。

次に、たばこ税についてですが、これは全体の税額等は変わらないのですが、道府県と市町村の割合を変更して、1,000 本当たり 644 円、旧 3 級品は 305 円の税源を道から町のほうに委譲されるという形となるものです。また、税条例の改正はないのですが、地方税法の改正に伴い納税者の更生の請求期限が 1 年から 5 年に延びる改正、それから、町が行う更生及び決定の期間制限が 3 年間から 5 年に延長されるという改正も行われております。また、徴税吏員、担当職員として別途吏員として発令される職員のことを言うのですが、その調査における権限と罰則も拡大されている状況です。

次に、②の法律になります。東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律という言葉になります。アの趣旨・目的に記載のとおりですが、全国的に、かつ、緊急的に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するためとして一時的に町民税の均等割を増額しようとするものです。イの内容のとおり、平成 26 年度、来年、再来年になりますが、から 35 年度までの 10 年間について、均等割の標準税率を現行 3,000 円に 500 円を加算するものです。本町の均等割については、標準税率どおりの 3,000 円としていますので 3,500 円となることとなります。道府県民税

の均等割の課税標準も 1,000 円を採用している、北海道は 1,000 円を採用しているのですが、同様に 500 円を加算することになりますので、それで、もうすでに条例改正を行っています。津別町の町民税と合わせますと、均等割の額が道民税、町民税合わせて 4,000 円から 5,000 円になるということになります。

次、2 ページになります。③の地方税の一部を改正する法律です。すでに平成 24 年度から適用になる分については、さきの 5 月の臨時会において改正案を提出しまして可決いただいているところです。今回関連した施行令に改正する政令において 24 年分所得、実質来年の 25 年度課税分から適用となる部分について今回改正をお願いするものです。アの趣旨・目的に記載のとおり被害が続いています東日本大震災に係る災害支出に係る雑損控除の対象延長が趣旨となっております。

イの内容になりますが、これまで町民税の雑損控除の対象となる災害関連支出に関しては、災害がやんだ日から 1 年以内となっていました。これが見直しされまして、東日本大震災以降の災害については、3 年以内の支出まで対象とされることになりました。なお、この災害がやんだ日についてなのですが、これは法人税や所得税、消費税などの申告期限の延長について、国税庁が地域ごとに定めて告示する日を基本としております。さきの大震災については、各々県で定めているのですが、原子力発電所事故の関係で福島県の一部がまだまだ延長されたままとなっております。それらの地域を含めまして、災害関連支出をした人が津別町に転入してきた場合適用となるということで今回改正をお願いすることになります。

2 ページ目の中段の 2 の条例内容施行日等についてですが、改正条例の施行日は公布の日となりますが、退職手当の特例措置の廃止は来年の 1 月 1 日から。たばこ税の税源移譲は来年の 4 月 1 日からとなります。また、個人町民税の均等割加算は、平成 26 年度から。雑損控除の適用は、今年の 24 年所得ということになりますので、実質的に来年の 25 年度課税からの町民税からの適用という形になります。

それでは、新旧対照表によりまして改正になる条文を説明します。資料の次の 3 ページをお開きください。

まず、第 95 条、たばこ税の税率の改正です。これは、先ほど言いました道からの税源移譲分としまして 1,000 本当たり 644 円が加算され「4,618 円」が「5,262 円」とな



ります。

同じページの第9条なのですが、これは退職所得に対する町民税の所得割の特例を廃止するもので、附則第9条を削除という条文にします。これについては、附則第10条以降の条文番号を変えますと他の条文等に影響することから、第9条を削ることはしないで内容を削ろうということで削除という条文となります。

続く附則第16条の2の改正規定ですが、これは上のほうの第95条のたばこ税に係るもので、旧3級品について、たばこ税の税率は軽減税率を用いています。製品名でいきますとわかば、エコー、しんせい、あとゴールデンバット等で、これにつきましては305円の税源移譲となりますので、1,000本当たり「2,190円」が「2,495円」に改正するというものです。

続きまして、4ページまでまたがる第22条の改正規定ですが、東日本大震災に係る雑損控除の特例の改正で、対象を「特例損失金額」から「損失対象金額」という名前を変えるほか、あと地方税法の準用によって対象支出が3年までに延びることになりまして、第2項、第4項が削られるという形になっています。

続きまして、めくりまして5ページのほうになります。これは新設です。附則第25条ということで、町民税の均等割について、平成26年度から平成35年度までの10年間、500円が特例加算されるということで追加するものです。

それでは、議案の条文のほうをごらんください。今の資料の新旧対照表で説明した内容について条文化したものです。そういうことで説明は省略させていただきますが、条文の2ページ目、附則のほうをごらんください。今回の改正附則なのですが、まず第1条が施行日の規定となっています。施行は公布日ということになりますが、第1号で個人退職手当の所得割の特例措置の廃止、1割を減額するのをなくすというものです。これについては来年の平成25年1月1日から。第2号で、たばこ税の税源移譲に係る措置については平成25年4月1日から、来年の4月1日から施行日という形になります。

第2条は、町民税の退職手当の特例措置についての経過措置になりまして、本年中に支払うものについては特例が適用になるというものです。来年から適用外と。

第3条につきましては、たばこ税に関する経過措置で、たばこ税は基本的に卸しの

段階で課せられるものであるため、3月31日まで卸されたものは、旧税率の適用となるという規定であります。

以上、改正議案の内容説明とさせていただきます。

原案についてご承認を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第34号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第34号 津別町体育施設の設置及び管理に関する条例及び津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第34号 津別町体育施設の設置及び管理に関する条例及び津別町使用料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

さきの提案理由の説明でも申し上げましたとおり、この条例案は、平成23年6月2日付をもって寄贈のありました旧島崎家具店につきまして、社会体育、社会教育関連

事業に使用することといたしまして、関連する津別町体育施設の設置及び管理に関する条例及び津別町使用料条例を一括して改正する条例案となっております。

改正の理由といたしましては、この施設をスポーツ交流館という名称とし、社会体育事業ではスポーツ合宿での使用やスポーツ合宿サポータークラブの活動支援などに使用するとともに社会教育事業では、船橋、南アルプス青少年交流事業、冬の船橋市との青少年交流事業、ホワイトスクールなどを考えております。また、町内利用では、小学生を対象としたアソビバつべつ事業や地域住民の方々が気軽にできる軽スポーツの場としての利用を考えております。

以上のような利用内容を柱として、この施設がスポーツ交流の場となるよう運営をしていきたいというふうに考えております。

それでは条文のご説明を申し上げますので、別に配付の資料の6ページをごらんいただきたいというふうに思います。資料の6ページ、新旧対照表ですが、津別町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例関係につきましては、第3条の表に「スポーツ交流館」を追加するように改めるものでございます。

次に、津別町使用料条例の一部を改正する条例につきましては、同じく、資料の7ページにあります新旧対照表をごらんいただきたいというふうに思います。津別町使用料条例第2条第1項に、「スポーツ交流館 別表第18」を追加し、別表第17の次に「別表第18」を加えることとなります。この「別表第18」についてであります。使用料については町内の民間などの類似的な施設を参考に1階使用と全館使用に区分し、使用時間は午前使用は「9時から12時まで」、午後使用は「12時から17時まで」、夜間使用は「17時から22時まで」、1日使用は「朝9時から翌朝9時まで」の4段階の区分といたしました。使用料につきましては、1階のみ使用の場合は午前、午後、夜間とも「2,500円」、1日使用が「10,000円」としております。また、全館使用の場合は午前、午後、夜間ともそれぞれ「5,000円」、1日使用が「20,000円」としております。

条例に戻っていただきまして議案をごらんいただきたいといます。ただいまの説明を申し上げました内容を条項にしたものでございます。附則といたしまして、この条例は平成24年7月13日から施行するとしております。これは、現在建物の内部改

修工事が行われ7月10日までの工期となっておりますことから、使用開始を7月13日としたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

7番、藤原英男君。

○7番（藤原英男君） ちょっと1点お伺いをしたいわけですが、使用料の関係なのですが、ほかの町の施設については、特に町長が認めるとか、何かいろいろ団体によっては免除できるということがあるのですが、この施設については、その辺はどういうふうに考えているのでしょうか。それは、このまま全額いただくということでもいいのかな。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（伊藤 同君） 使用料条例の中には、減免の条項がございまして、施行規則のほうでうたってはいるのですが、町が関係している団体等については免除とか、例えば子どもさんの、小学生の者については免除とか、そういう規定がございまして、この使用料についても全部適用しながらやっていくということを考えております。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 35 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 35 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 35 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、提案理由で申し上げましたとおり旭町団地のうち昭和 41 年建設された 3 棟 12 戸について、平成 25 年度より団地建設整備に伴い今年度取壊しを行うこととしていることから、別表第 3 条関係から削除するものであります。

それでは、説明資料の新旧対照表に沿い内容を説明したいと思います。資料につきましては 8 ページをごらんください。左側の別表第 3 条関係、(1) 町営住宅の表で、下から 2 行目、「旭町団地」を削除するものであります。

議案に戻っていただき、附則につきましては、この条例は公布の日から施行するものとするものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 35 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 36 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 36 号 津別町墓地条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程になりました議案第 36 号 津別町墓地条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明させていただきます。

今回の改正は、改正理由でも説明させていただきましたとおり津別町で設置しています共同墓地の一部に所在地の番地の誤りが見つかりましたので、改めてすべての墓地について確認をさせていただきます、正しい位置の表示になるよう整理し、今回改正をお願いするものであります。

それでは、別途配付しております説明資料 9 ページの新旧対照表をごらんください。第 2 条の表中、位置の欄についてだけの改正となります。位置の欄について新旧を比較してください。まず、津別共同墓地につきましては、これまで「豊永 43 番地 1」の表示となっておりますが、そのほか 9 筆、全 10 筆にわたっておりますので、「43 番地 1 他」の表示とさせていただきます。

次に、最上共同墓地ですが、「最上 85 番地 1」となっておりますが、これは平成元年に道有林である元番地の最上 85 番地の 1 を分筆いたしまして北海道から購入、平成 3 年に登記しているものでして、「最上 85 番地 825」が正しい表示という形になります。

次に、恩根共同墓地ですが、こちらは昭和 57 年に一部を分筆しまして北海道に道路用地として売却しています。そのため、「恩根 150 番地」に枝番地の「1」を加えさせて表示させていただきます。

最後に、布川共同墓地ですが、現在「布川国有地」の表記となっておりますが、これは昭和52年の国道調査の成果から町有地の墓地として番地が登記されているものでありまして、「布川225番地」と表示させてもらうものです。

なお、共和の共同墓地につきましては、現在使用されていない状況として確認しておりますが、台帳上の登録者がまだ残っておりますので、今後確認整理等を行いながらしかるべき措置を行っていききたいというふうに考えております。

それでは、議案の条文をごらんください。条文のほうは新旧対照表で説明した内容について文章化したものでして、第2条の表の位置の欄について、それぞれ番地表示を改めるといったものです。

附則については施行期日の規定でありまして、公布の日から施行とするものであります。

以上、改正議案の内容の説明とさせていただきます。ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 何点か確認をさせていただきます。今回、集落墓地を含めての改正、番地の改正ですけれども、関連で集落墓地の管理については、お盆も含めどのような管理になっているのかお伺いをしたい。地域任せなのかどうかということです。

それと、津別霊園の許可墓地の関係なのですけれども、非常に空いている所が目立つということで、そこは草がぼうぼうというふうな形です。これは中に全体的には地権者の問題もあって簡単ではないと思うのですけれども、管理上のいろんな問題もありますので、その辺の問題について2点伺っておきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 今ご質問のありましたまず地域の共同墓地ですが、基本的には、あくまでも個人の土地に貸しているものですので、そちらのほうで管理してもらうという形になりますが、一部道路とかの所については、基本的には各地域でやってもらっているのが実態です。昨年から本岐、今年相生という形で、途中の階段とか、そういう整備は随時やっていく予定ですが、普段の整備については地域の方

にやってもらっているというのが実態です。

それから、津別墓地について空いている所で、草が出ているとかそういうのがあります。個人として使用権をとっている人の所につきましても、町のほうとしても手を出せないというのが実態です。あまりにもひどい状態の場合には連絡しながらというのはあるのですけれども、1回その草を刈ったりした結果として、逆にそういうことはいかなるものかというふうに苦情が入ったというのも過去に聞いております。なかなか難しいのですけれども、空いている所はもちろん今老人クラブ等にやってもらったりもしていますので、それ以外、個人のものについては、ちょっと谷川議員おっしゃるとおり苦慮しているというのが実態です。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） それで、津別墓地の実態については、大体我々もしょっちゅうあれしてますからわかりますけれども、これ集落墓地について住民のいなくなった所もいろいろあつたりするのですけれども、これ時代の変遷で統合といっても先祖伝来ですから難しい問題もあるのかもしれませんが、その辺実際のところどうなのでしょう。統合だとか何とかというふうなことは、その辺のちょっと見解について伺いたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課伊藤主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 実は一昨年、平成22年度におきまして、すべての墓地について登録者と実際にあるかないか、どういう状態になっているのか調査いたしまして、今システムのいつでも見れるような状態になっています。それで、実際皆さんどこの共同の墓地も使っている状態なのです。先ほど言いましたように共和につきましても実態がないという形で、あとはちょっと名簿上残っていますので、それにつきましても、耕地等しながら廃止のほうに向かってやっていきたいと思うのですが、そのほかにつきましても、基本的に墓地によっては新しい墓地を設置したりとかもしておりますので、これを無理やりという言い方は変ですけれども、統合という考え方は今基本的には持っていません。各地域の共同墓地を存続していくという考え方はあります。



以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 36 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 37 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 37 号 津別町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（江草智行君） ただいま上程となりました議案第 37 号 津別町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止する条例の制定について説明申し上げます。

改正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり津別町営バスの民営化計画の推進にともない本年 9 月 30 日をもって町営バスを廃止いたしますことから条例を廃止しようとするものであり、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

町営バスにつきましては、現在相生線、上里線、開成線の 3 路線が運行され、相生線と開成線は直営により、上里線は民間委託により運行されているところであります。

この3路線につきまして、地域公共交通総合連携計画及び町営バス民営化計画に基づき民営化に向けて作業を進めてきたところでありますが、開成線については10月1日より北海道北見バスが生活交通路線として運行を行い、また上里線、相生線につきましても10月1日から町営バスから混乗スクールバスに再編することとして町営バスにつきましては、9月30日をもって廃止しようとするものであります。

では、再編の概要について説明を申し上げたいと思います。町営バスは、民間バスの撤退に伴い昭和45年8月の二又線を最初として46年、恩根線、47年、上里線、48年、開成線が運行を開始し、国鉄相生線が廃止となった昭和60年4月から相生線が住民の足として運行を行ってまいりました。運行以来これまで地域公共交通の柱として多くの住民の皆さんにご利用をいただいていたところですが、過疎化や少子高齢化、車社会の発達による乗客数の減少などから厳しい経営状況にあり、財政的にも限界が見えつつあったことから、抜本的な運営の転換を図る必要があると判断したところがあります。

10月以降のバスの運行計画ですが、上里線は現状と同じ朝夕の2往復便、土曜日については朝とお昼の往復2便で、日曜、祝祭日等は運休となります。学校が長期休校となる期間は週2回運行する予定であります。運行業務は、これまでと同様に民間委託を考えております。相生線は6時15分発、相生発を始発便として、最終便は、津別発20時10分で、6往復を予定しております。現状と比べ利用者の少ない午後2時台が減便となります。日曜日と年末年始の期間は運休となりますが、相生線は幹線ということもあり、土曜日、祝祭日、長期休校期間は平常どおり運行をする予定であります。

乗車料金につきましては、スクールバスということですので無料を予定しております。混乗スクールバスの大きな特徴といたしまして予約制があります。乗車する場合は事前に予約をいただくということですが、できる限りむだな運行を避けるということで、町民の皆さんのご理解とご協力を得ながら進めたいと考えております。開成線につきましては、先ほど申し上げましたとおり北海道北見バスが運行することになります。便数については12便で6往復となり現行と変わりはありません。

経路につきましては、これまでの町営バスと若干変わります。津別発で申しますと

バスターミナルを発着場所として豊永バス車庫、共和生きがいセンター、河岸公園前を經由して道道北見津別線を運行する経路となります。緑町停留所から北見市北上を經由して国道 39 号に至るまではこれまでの町営バス路線と同じですが、10 月 1 日以降は国道を右折することなく夕陽が丘通りまで北上し、夕陽が丘通りを右折して北見北斗高校前、北見郵便局前を通り国道 39 号線に出て、北見バスターミナルに至る経路となる予定でございます。

料金につきましては、基準賃率と運行経路の変更から多少の増減はありますが、町営バスと同程度になると試算されております。

以上が、町営バス再編の概要であります。

附則といたしまして、第 1 項は施行期日で、この条例は平成 24 年 10 月 1 日から施行するものです。第 2 項、第 3 項は、町営バスの設置及び運行管理に関する条例を廃止することに伴い改正が必要となる関連条例の改正であります。

資料の 10 ページをごらんになっていただきたいと思います。

関連条例の改正の新旧対照表になっております。第 2 項にあります議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正につきましては、第 3 条第 1 項第 2 号、「町営バス」を削除するものであります。

次の第 3 項の津別町課設置条例の改正につきましては、オの「町営バス」を「バス」に改めるものでございます。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 37 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

地方自治法第 244 条の 2 第 2 項の規定により出席議員の 3 分の 2 以上の同意を必要とします。

同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 現在の出席議員は 10 名であり、その 3 分の 2 は 7 名であります。

ただ今の起立者は全員であり、所定数以上であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 38 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 38 号 契約の締結について（まちなか団地（Ⅱ工区）外構工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 38 号 契約の締結について内容のご説明を申し上げます。

提案理由で申しあげましたが、本件につきましてはまちなか団地（Ⅱ工区）の外構工事でございます。6 月 18 日、総務課管財グループにおいて指名競争入札を執行いたしましたので、その結果に基づく契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称はまちなか団地（Ⅱ工区）外構工事であります。工事の場所は、津別町字旭町 56 番地 1 でございます。工事の概要につきましては、お手元の説明資料で説明したいと思いますので 11 ページ、12 ページをごらんいただきたいと思います。

工期につきましては、契約の日から平成 24 年 12 月 25 日までとしております。工事概要につきましては、通路として 810 平方メートル。U 型トラフ、管渠工で 250 ミリの鉄筋コンクリート高圧管、雨水枡、照明、路盤工、舗装工でございます。

次に、緑地として高木植栽工（イタヤカエデ等）、中低木植栽工（キンロウバイ等）地被類植栽工（芝種子吹付等）でございます。

次に、児童遊園として923平方メートル。複合遊具（コンビネーション遊具等）、ダスト舗装、排水工で150ミリの暗渠排水管でございます。

次に、駐車場Ⅰ、Ⅱ、それぞれ483平方メートル、362平方メートル。路盤工、舗装工、排水工で250ミリの鉄筋コンクリート高压管、縁石ブロックでございます。

次に、附帯工として擁壁工、防護柵工、排水工でU型トラフ、路盤工、舗装工、縁石ブロック、インターロッキング、ベンチテーブルでございます。

議案に戻っていただき、契約の方法につきましては、町内業者による指名競争入札を行っております。契約の金額につきましては6,625万5,000円で、うち消費税及び地方消費税額は315万5,000円であります。契約の相手方は、網走郡津別町字東2条23番地、津別建設株式会社代表取締役 蓮井和一と契約を締結しようとするものであります。

以上、議案第38号の内容を説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（鹿中順一君） 本日は、これで延会いたします。

明日は、午前10時再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時48分）